

## 会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 平成30年12月10日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	田 上 洋 子 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君

平成30年第4回牛久市議会定例会  
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1. 「公文書の管理」について	本年8月下旬、差出人不詳の怪文書が市議や行政区長宛に送付されたが、危機管理の観点から、今後、公文書の漏洩の防止策についてはどの様に考えているのか？	市 長 関 係 部 長
	2. 「教育行政」について	①義務教育学校となる奥野小と牛久二中について、小中合同大運動会を実施すべきと考えるが？ ②自転車通学の安全確保策として、自転車保険への加入補助金を抛出しては如何か？	市 長 教 育 長 関 係 部 長
	3. 「環境行政」について	①牛久市・阿見町斎場組合の業務に本市と阿見町のゴミ処理業務を加えて、新たな広域事務組合を発足させては如何か？ ②クリーンセンターの余熱利用の具現化策は？	市 長 関 係 部 長
	4. 「企業誘致」について	①誘致担当部署を「係」から「課」に引き上げるべきと考えるが？ ②誘致対象部門を絞り込んで本格的な誘致に取り組むべきと考えるが？	市 長 関 係 部 長
	5. 「東部地域の懸案事項」について	①千葉茨城道路の路線案の公表について、県への働き掛けを積極的に行うべきと考えるが？ ②大雨時に冠水する県道について、県への対策の働き掛けをすべきと考えるが？	市 長 関 係 部 長

<p>2. 小松崎 伸 (一問一答方式)</p>	<p>1. 牛久シャトー施設内の飲食、物販事業の撤退について</p>	<p>①業績悪化のために撤退の決議がなされたとのことだが、事前に状況の把握は、なされていたのか。</p> <p>②年間約40万人が訪れる市のシンボリック観光拠点だが、今後の観光政策にどのような影響が及ぶのか想定は。</p> <p>③神谷傳兵衛記念館とオエノンミュージアムだけは、引続き公開することだが、飲食、物販スペースの活用はどうなるのか。</p> <p>④重要文化財に指定されている旧醸造施設の今後の管理や活用はどうなるのか。</p> <p>⑤日本遺産再申請の意向であったが、今回の事態を受け、今後の対応はどうするのか。</p>	<p>市長 関係部長</p>
<p>3. 秋山 泉 (一問一答方式)</p>	<p>1. 牛久市第3次環境基本計画 ①動物愛護・適性飼育について</p> <p>②ごみの再資源化、発生抑制の推進について</p>	<p>1. 市の責務として、「動物愛護の目的を達成するための施策をとるように努める」とあるが、目的と必要な施策について伺う。</p> <p>2. 平成30年の狂犬病予防接種率。接種率向上に向けての施策について伺う。</p> <p>3. 避難所における飼養動物の受け入れ態勢の整備とあるが、具体的に伺う。</p> <p>4. ボランティアリーダーの育成について伺う。</p> <p>1. リサイクル率について伺う。</p> <p>2. 処理費用の負担額の推移について伺う。</p> <p>3. 3R・4R・5R運動の取り組みについて見解を伺う。</p> <p>4. 焼却灰の最終処分場について伺う。</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

	2. 防災対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民用防災手帳について伺う。</li> <li>2. 子供用防災手帳の効果と作成について災害対策の視点から伺う。</li> <li>3. 防災教育を進めるための教材として教育委員会の見解を伺う。</li> </ol>	
4. 守屋 常雄 (一問一答方式)	1. 主に0歳児～2歳児の待機児童が出ているようですが、原因は保育士不足が解消されていない点と非正規保育士さんに対する賃金レベルに問題が有るとの事ですが対策は？	1. 牛久市では低かった正規保育士の賃金アップを図ったのだと思いますが今後の考え方は？	市長 副市長 関係部長
5. 山本 伸子 (一問一答方式)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 景観計画から見る牛久沼周辺地区</li> <li>2. 牛久市立図書館運営の3つの柱「施設・運営体制・サービス」について</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 景観行政団体としての役割と景観重点地区に設定した考え方と地区の見直しについて伺う</li> <li>(2) 牛久沼周辺首長会議の進捗と牛久沼トレイルの具現化に向けて伺う</li> <li>(3) 国道6号バイパスと景観との調和についての考え方を伺う</li> <li>(4) 太陽光発電設備設置事業と景観との調和についての考え方について伺う</li> <li>(5) 市民、事業者への啓発と理解に向けて</li> <li>(1) 施設に関する基本目標「市民が利用しやすく、快適な環境を提供できる図書館」について伺う <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食提供施設の検討と閲覧席の増設</li> <li>・ 分館の整備</li> </ul> </li> <li>(2) 運営体制に関する基本目標「長期的な視野にたった図書館運営を行い、発展していく図書館」について伺う <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司書とNPOリーブルの会の業務分担の現状</li> </ul> </li> </ol>	市長 教育長 副市長 関係部長 次長  市長 教育長 副市長 関係部長 次長

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間の見直し</li> <li>(3) サービスに関する基本目標「読書活動や生涯学習を支援し、市民の多様なニーズに即したサービスを提供できる図書館」について伺う</li> <li>・中高校生への読書活動推進の取り組み</li> </ul>	
6. 柳井 哲也 (一問一答方式)	<p>1. 牛久シャトーに対する支援について</p> <p>2. ホワイトホース市との交流事業について</p>	<p>(1) 新聞報道後の当市との進捗状況</p> <p>(2) 様々な対策をやってきた後の取締役会の結論なので、早急な対応が必要と思われるがどうか。</p> <p>(3) 牛久市による積極的な支援が必要と思われるが、どのようなことを考えているか。(財政的援助、スマート経営など)</p> <p>(4) ボランティアによるシルバークライドの設置をしてみてもどうか。</p> <p>(5) ボランティアによる環境維持、運営管理などの支援はどうか。)</p> <p>(6) 中長期的計画を作成し、お土産店やカフェなどが集積する門前通り商店街を段階的に整備していく。 (国や県の支援を仰ぎ電線の地中化推進)</p> <p>(7) 牛久シャトーは、神谷酒造の迎賓館的機能宣伝機能を持たせたものなので、今後は牛久市を牛久市民が、その精神を引き継ぎ心だけでなく形で具体的に現わしていくべきだと思うがどうか。</p> <p>(1) 日本で違法な大麻が、カナダでは解禁となり、ホワイトホース市と交流事業を行っている牛久市として、発表から本日までの間に対策会議を持った</p>	<p>市長 副市長 関係部長</p> <p>市長 教育長 関係部長</p>

		<p>と思うがお聞かせください。</p> <p>(2) 違法薬物に対する教育は行われていると思うが、この機会に更なる徹底が必要ではないか。</p> <p>(3) ホワイトホース市に対し、改めて協力を求める必要があると思われるがどうか。</p>	
7. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1、牛久市を取り巻く公共交通の現状と今後の展望について	<p>(1) 市独自の取り組みの現状について</p> <p>(2) 広域連携の現状について</p> <p>(3) 市独自の今後の取り組みについて</p> <p>(4) 広域連携の今後の取り組みについて</p> <p>(5) 鉄道など、その他の公共交通の状況について</p>	市長 副市長 関係部長
8. 黒木のぶ子 (一問一答方式)	<p>1 感染症について</p> <p>(1) 麻疹、風疹への予防接種率と予防接種をしない場合の対応</p> <p>(2) 結核について牛久市の現状</p> <p>2 水道水の安全性について</p> <p>(1) 水質汚濁成分の基準値の緩和</p> <p>(2) 上水判定標準による検査項目</p>	<p>1</p> <p>(1)</p> <p>① 小中学時に抗体の検査</p> <p>② 学校保健安全法による出席停止日数は発疹がすべて消えるまでとされているが</p> <p>(2)</p> <p>① 2013年の厚生労働省の統計では新規患者数は2万495人で、死亡者数は2084人とされているが牛久市の年齢別の罹患者数</p> <p>2</p> <p>(1) 過去に水質汚濁成分の基準値の緩和がなされたかどうか。</p> <p>(2) 通常の浄化処理では除去できない重金属やハイテク産業関連の合成有機化合物。殺虫剤を含めた農薬類、各種のタイプの洗剤に含まれるチッ素やリンの化合物そして界面活性剤などの合成化学物質、等々</p>	市長 教育長 関係部長  市長 関係部長
9. 須藤 京子 (一問一答方式)	1. 附属機関等の審議会等委員の選任	(1) 審議会等委員の市民の参画	市長 副市長





		<p>(3)参加者及び関係者の宿泊時事情は。</p> <p>(4)大会会場整備の進捗。</p>	
	3. 振り込め詐欺対策について	<p>(1)これまでの被害状況は。</p> <p>(2)対策の提案及び対応策は。</p>	
11. 杉森 弘之 (一問一答方式)	<p>1、市長公約の進捗状況と今後</p> <p>2、牛久シャッターの事業撤退対策</p> <p>3、駅前のムクドリ</p> <p>4、東海第2原発の再稼働の危険性</p>	<p>(1)ひたち野うしく地区の中 学校新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況と今後</li> <li>・下根中学校の教室の不足対策</li> <li>・他の必要な教育関係事業</li> <li>・市の財政状況</li> <li>・住民の意見を十分に聞くこと</li> </ul> <p>(2)ブラック市政の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不当労働行為の解消</li> <li>・パワハラ</li> <li>・残業代不払い</li> <li>・振替休日不消化</li> </ul> <p>(3)市政の私物化の排除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小坂城址土地購入問題</li> <li>・入札の改善、特に事業実績の評価</li> <li>・委託契約の改善、特に長期契約</li> </ul> <p>・市の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続・再開の要望活動の強化</li> <li>・事業への協力強化</li> <li>・県との協力</li> </ul> <p>・被害の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護の視点での対策</li> </ul> <p>(1)篠山市の原子力災害避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛久も圏内</li> <li>・とっとと逃げる</li> <li>・心のバリアをとる</li> <li>・被害を少しでも減らす</li> </ul> <p>(2)稲敷地区6市町村放射能対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東電に対する損害賠償請求</li> <li>・無理な避難計画より再稼働の撤回</li> </ul>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p> <p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

<p>12. 尾野 政子 (一問一答方式)</p>	<p>1 児童・生徒通学時における荷物の軽減について</p> <p>2 信号機設置に係る取り組みについて</p> <p>3 ひたち野うしく駅前リフレビル駐車場の活用について</p> <p>4 男性もおむつ換えができる環境整備について</p> <p>5 「おくのキャンパス」の更なる発展について</p>	<p>① 通学時の荷物の現状について</p> <p>② 今後の軽減の工夫、取り組みについて</p> <p>① 鎌倉街道、イーグルポイント交差点改良の進捗状況について</p> <p>② 信号機設置の今後の見通しについて</p> <p>① 通勤・通学送迎時の一時駐車開放について</p> <p>① 公共施設の現状について</p> <p>② 今後の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ換えの環境が整っていない施設の当面の対応について</li> <li>・施設の新設、改修の際の設置の考え方について</li> </ul> <p>① 奥野小と二中の存続に対するこれまでの取り組みについて</p> <p>② 「おくのキャンパス」の飛躍につながる今後の取り組みについて</p> <p>③ 空家対策推進で定住促進を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家の現状について</li> <li>・牛久市の空家バンク制度の概要について</li> <li>・物件登録数、利用登録者数について</li> <li>・成果について</li> <li>・今後の課題と取り組みについて</li> </ul> <p>④ 市街化調整区域の制限緩和について</p> <p>⑤ 空家を活用する子育て世帯への助成について</p>	<p>市 長 関 係 部 長</p> <p>市 長 関 係 部 長</p>
<p>13. 藤田 尚美 (一問一答方式)</p>	<p>1、中央図書館を市民の居場所に</p>	<p>①居場所カフェ設置にむけての今までの協議・調査</p> <p>②設置にむけての考え</p>	<p>市 長 教 育 長 関 係 部 長</p>

	<p>2、E S D教育について (ユネスコスクール)</p> <p>3、悩みを抱えている児童・生徒家族への支援</p> <p>4、発達障がい児教育の充実を</p>	<p>①奥野小・牛久二中の認定に至った経緯</p> <p>②今後のE S D教育への取り組み</p> <p>③他の学校への取り組み</p> <p>①スクールソーシャルワーカー導入後の現状と課題</p> <p>②増員の考え</p> <p>③家庭教育支援チームの設置</p> <p>①就学前検診をうけ、入学までの支援</p> <p>②幼保小の連携</p>	
14. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	<p>1. 牛久シャトーについて</p> <p>2. 小児インフルエンザ予防接種に市の助成を</p> <p>3. 障がい者・高齢者の生活実態を把握し、命を守るために</p>	<p>国指定の重要文化財となった牛久シャトーだが、市として今回の飲食・物販からの撤退問題を一緒に考えていくべき</p> <p>任意の予防接種だが、県内自治体で助成がないのは牛久市だけ。小児インフルエンザへの助成を</p> <p>1) 一人暮らし障がい者・高齢者の全戸訪問を(介護サービス等を受けている人は除く)</p> <p>2) 介護保険制度の要支援サービスについて</p>	<p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p>
15. 鈴木かずみ (一問一答方式)	<p>1、東海第二原発再稼働の賛否を問う</p> <p>2、牛久駅西口のバリアフリー化と駐車場問題</p> <p>3、障がい者雇用について</p>	<p>1) 20年延長について</p> <p>2) 避難計画と実態</p> <p>3) 市長の考え方</p> <p>1) 利用者の視点</p> <p>2) 駐車場問題</p> <p>3) コンパクトシティの補助金がどのように使えるか</p> <p>1) 現状</p> <p>2) 今後の障がい者雇用</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>
16. 利根川英雄 (一問一答方式)	<p>1, 地域公共交通の補助金について</p> <p>2, 武道館建設について</p>	<p>・地方交付税</p> <p>・特別地方交付税</p> <p>・総工費</p> <p>・国体での使用について</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

	3, エスカードビル 活性化と図書館	・牛久駅周辺活性化に必要な 施設になるのではないか	
17. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	1. かつば号について  2. 自治体ポイント について	①ひたち野うしく新ルート の概要 ②牛久地区・ひたち野地区 間 のアクセス  ①マイキープラットフォーム 運用協議会に於ける検 討状況 ②消費増税対策として自治 体ポイント活用が検討さ れているが ③市民活動、健康増進への 取り組み等との連携	市 長 副 市 長 関 係 部 長
17. 長田 麻美 (一問一答方式)	1 牛久シャトーの 今後について  2 市民が常時使用 可能なAEDの設 置について  3 ごみ処理の減量 化について	1 牛久シャトーの物販、 飲食撤退にあたり今後の 市の考え方、方向性につ いて 2 国との連携を強化すべ きと考えるがいかがか。  1 現在の状況について 2 緊急性を考えた設置数 の確保 3 AEDマップの見直し  1 ゴミ処理の有料化が増 えているが、本市での今 後のお考えを伺う。 2 調査研究について	市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長   市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長

# 平成30年第4回牛久市議会定例会

## 議事日程第2号

平成30年12月10日(月)午前10時開議

### 日程第1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長(板倉 香君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は18名です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

---

一般質問

○議長(板倉 香君) 初めに、22番石原幸雄君。

[22番石原幸雄君登壇]

○22番(石原幸雄君) 改めまして、おはようございます。議席番号22番石原幸雄でございます。

今、牛久市を取り巻くさまざまな問題がございます。稀勢の里の問題、エスカードの問題、そしてシャトーの問題等、さまざまな問題が本市を取り巻いておりますが、そのような中、12月定例議会を迎えたわけですが、ただいまより通告に従いまして、市政全般について5点の一般質問を行わせていただきます。

まず、第1点目といたしまして、「公文書の管理」について質問をいたします。

御承知のように、本年の9月定例市議会の開会を目前に控えた8月下旬に、市議会議員や行政区長宛てに差出人不詳の怪文書が送付されたことは記憶に新しいところであります。その内容は、特別養護老人ホームの事業者の選定と牛久都市開発株式会社の敷金返還問題とのかかわり等を連想させるものであります。

一方、この怪文書をめぐっては、定例議会中に議員連絡会が開催されたり、この怪文書との関連で特別養護老人ホームの選定の経緯等にかかわる一般質問が行われるなど、慌ただしい動きがありましたが、それらを通じて浮き彫りになったことは、本市の公文書に関する危機管理の問題であります。すなわち、送付された怪文書の中には、内部の人間が関係していなければ、通常は明らかに公開されない文書がまじっていたことから、果たして本市の公文書の管理はどうなっているのかとの疑問を抱かざるを得ないのであります。

ところで、今回の公文書の漏えいについて、執行部は原因の究明や犯人捜しを行わないと明言されていますが、今回の公文書の漏えい問題にこのままふたをしてしまうと、今後本市がさまざまな事業者を公募するに際して、信頼性への疑問から応募をちゅうちょしたり、応募そのものを辞退する、そういう事業者の出現が懸念されるのであります。それゆえ、今回の公文書の漏えい問題は、まさに根本市政の危機管理に対する姿勢が問われているものと真剣に捉えて、原因究明及び犯人捜しはもちろんのこと、今後の防止策をしっかりと講じるべきであると考えるのであります。この点についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 市では、毎年公文書の管理につきまして、市職員を対象といたしました研修やファイリングシステムに基づく実地点検により、文書の管理状況や整理状況等の点検を実施しております。研修では公文書を持ち出す際の注意事項として、例えば紛失や盗難に対する注意点や、電子データにはパスワードを設定し、流出した場合でも第三者が内容を見ることができないように対策をすることなど、公文書の漏えい防止策について指導をしております。

また、他自治体等におきまして、情報漏えい等の問題が発生した際には、全庁的に注意喚起の通知を出すなどして、情報漏えいの防止や職員に課されている守秘義務について、機会があるごとに周知をしているところでございます。

今回の件を踏まえまして、改めて文書管理の重要性を再認識させるとともに、全職員が情報漏えいに関する危機管理意識を高めていくよう、研修や実地点検を通じまして、適正な公文書管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今の部長の答弁ですと、今後しっかりと注意なり指導管理を徹底していくという趣旨であったかと思いますが、改めてお尋ねをいたしますが、今後二度とこのような情報漏えいというものはないというふうに誓えますか。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 繰り返しになりますけれども、今後このようなことがないように十分に職員に周知をいたしまして、努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） これは、やはり市長にきちんと答弁を求めておきたいと思うんです。何といたしても、このようなことがありますと、本市の信頼というもの、これは本当に失われる。行政として牛久市

に何か預けた場合、漏れてしまうのではないかと、そういう危惧や心配というものが後を絶ちません。市長、どうでしょう。市長の口からはっきりとこのようなことは絶対にもう起こさないと、根本市政は安心して任せられる市政なんであるということを、市長の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） まずもって、このような状況になったことは、私の監督の至らないことがあります。ただ、私はやはり行政でも市民との信頼、私はこれを大前提に考えていますが、やはりこういうことがあつてはならないということはもう遺憾でございます。これからもその管理に向けては改めて再構築しながら、これからの対応に当たる。

ただ、もう一つは、私はこのような怪文書、そういうもとからとった怪文書のところに関しても問題があった点はございませんし、そして、エスカードについてもる御説明がありました。ないことを言ったり、そしてこれから今まさに交渉の大詰めのあるときにあのような文書を出されたことは、3月に向けての契約のときも多少なりとも影響が出てきてしまう、そういう責任のないあのような文書を出されるのが僕は一番の問題なのかと思っております。

ただ、これからはそういう文書に関しては、私ども、そして職員ともに改めて事の重大さを認識しながら、これから行政に当たっていく所存でございます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、市長のほうから危機管理をしっかりとしていくという趣旨の答弁であったと認識をいたします。この点をしっかりと再度申し上げますが、今後こういうことの二度とないようにしっかりとさせていただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移ってまいりたいと存じます。

次に、第2点目といたしまして、「教育行政」について2項目の質問をいたします。

まず初めは、奥野小学校と牛久二中との小中合同大運動会の実施についてであります。

御承知のように、私は9月定例議会において、奥野小学校の児童のさらなる増加策について問いただした経緯があります。その質問に対して、教育長から、一学年が2クラス編制となるよう市内の他の地域からの児童生徒の増加に努め、2020年度を目標に奥野小学校と牛久二中とを小中一貫校の一形態である義務教育学校と位置づけるとの趣旨の回答を得たのでありますが、小中一貫校化は私が以前から主張して続けてきた問題であり、その具現化がいよいよ近づいてきたと思料するものであります。一方、私は以前から、奥野小学校の運動会と牛久二中との体育祭とを一体化して、小中合同大運動会を実施すべきと主張してまいりましたが、両校が義務教育学校として一貫校化されれば、当然のことながら小中合同大運動会の実施に向けての検討がなされるものと存じます。

ところで、私は最近小中合同大運動会に関して、次のような事柄を耳にいたしました。すなわち、奥野小



学校と牛久二中との小中合同大運動会の実施については、今や奥野キャンパス学校運営協議会や保護者の間でもこれを実施してもらいたいという話が出ているという事実であります。そこで、奥野小学校と牛久二中との小中合同大運動会の実施については、学校運営協議会等の声を踏まえ、両校の義務教育学校化に向けた環境づくりの一環として、早速次年度からこれを実施すべきであると判断をいたします。ただし、その際には、小学生と中学生との体力差等を考慮に入れ、例えば午前中を小学生の大会に、午後を中学生の大会にするなどの一定の配慮を講じるべきであると存じますが、奥野小学校と牛久二中との小中合同大運動会の実施についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 奥野小学校と牛久第二中学校においては、奥野キャンパスの取り組みをより一層魅力あるものとするために、小中一貫教育から義務教育学校へ向けて検討を始めているところであり、両校の先生方や教育委員会の職員が先進地を視察しております。

そのような中で、議員が御指摘のとおり、奥野キャンパスの学校運営協議会において、両校の合同運動会の実施について提案があったと聞いております。

そのような事例を視察した先進地の義務教育学校の中では、どのように行っているかといいますと、運動会を1年生から4年生までのブロック、5年生から7年生までのブロック、8年生から9年生までのブロックといった3つのブロックに分け、それぞれにリーダーを立てながら取り組んでいる事例がありました。

現在の奥野小学校と牛久第二中学校では、学校が別々に運動会と体育祭を実施する中で、牛久第二中学校の体育祭に奥野小学校の児童が招待され、幾つかの種目に参加し、両校の児童生徒の交流を図っているといった現状です。

過去には、両校が運動会と体育祭を合同で実施していた時期もあったようですが、児童生徒の発達段階による体力差が大きいことや、小学校の運動会と中学校の体育祭では、児童生徒に身につけたい力が小学校と中学校では違っていることなどがあり、現在は別々に実施しています。特に小学校では、小学校6年生にとって運動会はそのリーダー性を伸長する大きな機会であり、中学生と合同の開催になると、その成長の機会が失われてしまうなどが考えられました。

また、奥野小学校と牛久第二中学校の児童生徒は、市民運動会に全員が参加しているという背景もございます。議員の御指摘のとおり、市民運動会には保護者の皆様にも多数御参加いただき、三世代の盛大な運動会になっております。この市民運動会を通して、奥野小学校の児童と牛久第二中学校の生徒の交流が深まるばかりでなく、児童生徒が地域の一員として競技に参加することにより、地域との交流も行われております。

今後は、先進地の事例にもありましたように、9年間を3つのブロックに分けてリーダーを育成しながら、合同大運動会といった形も検討の余地があると思います。市民運動会への参加との兼ね合いも図りながら、

学校運営協議会や保護者とともによりよい形を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、教育長のほうから、小中合同大運動会については、学年をブロック制に分けて、それを実施する方向で検討をするという旨の答弁がありました。教育長に再質問をしたいと思います。

その検討するというごさいますけれども、これは来年度からやるのか、それとも義務教育学校化される2020年度から実施をするのか、その辺についてはいかがですか。明確にいただければ幸いです。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校の教育課程の編成というのは、学校長の責任のもとでつくるといいますので、義務教育学校になったときに、義務教育学校の校長が自分の学校の学校行事をつくっていくということがいいのかなと考えておりますと、来年というよりはその先になってくるのかなと考えております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、教育長から、オリンピックの開催される再来年2020年度から実施をする方向というか、検討をしたいという旨の答弁がありました。市長、市長はこの小中合同大運動会についてはどのようにお考えですか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も小学校4年までは一中がございませんで、牛久中学校でございました。牛久小学校と牛久中学校が隣なものですから、私が小学校4年生までは、もうそれは小学校1年生から中学校3年生までの大運動会でございました。そこに親も入って、もう町の大きなイベントであったことが私は記憶に残っております。

まず、それからそういうことを考えまして、私はそういう選択肢もあるのかな、そして義務教育一貫校になった場合、さまざまないろんな問題点というか課題もございませうが、やはり地域を盛り上げる、そして子供たちの教育には私はその選択肢の一つであつてもいいのかなということで、そういう課題を解決しながら、そしてこの学校がこれから大きな地域の原動力になり得るような一つの策というよりイベントになれば、私はいいのかな、望ましいのかなと思います。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今の市長の答弁でも明らかになりましたように、教育長、市長もやっぱり実施の方向で考えているようでありますから、教育委員会としてもしっかりとその方向で進んでいただければ幸いです。

それでは、続いて、自転車通学の安全確保策について質問をいたします。

御承知のように、自転車通学の安全確保策については、9月定例議会において同僚議員がヘルメットの着用の義務化という観点から一般質問を行った経緯があります。しかしながら、私は少しか角度を変えて、この問題を考えてみたいと存じます。

私は、まず市内の小中学校の児童生徒について、自転車で通学している児童生徒の数を調べてみました。すると、奥野小学校では全児童208人のうち5年生と6年生の27人、牛久一中では全生徒449人のうち373人、牛久二中が全生徒97人のうち79人、牛久三中が全生徒402人のうち378人、下根中学校が全生徒777人のうち770人、そして牛久南中が全生徒403人のうち388人という実態が判明したのでありますが、結論を端的に言えば、対象となるこれらの小中学校の全ての児童生徒数2,128人のうち1,988人の児童生徒が自転車で通学しており、自転車利用率は93.4%と極めて高い数値が示されたのであります。

ところで、自転車の安全確保をめぐっては、自身のけがや相手の損害を補償する自転車保険というものがあありますが、最近では交通の安全確保の観点から、都道府県を中心に自転車保険への加入を義務化する地方自治体も出現していると認識をいたしております。ちなみに、この保険は、補償内容により年間保険料がおおむね3,000円から7,000円程度であることから、本市の教育委員会では、学校を通じて保護者に文書で自転車保険への加入を呼びかけてはおりますが、自転車保険への加入は任意であるため、加入率までの把握は不可能であると聞き及んでおります。

そこで、本市としては、自転車通学の安全確保策の一環として、自転車保険への加入をこれまで以上に促進する意味で、保険料の一部を補助してはいかかかと考えるのでありますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 自転車通学につきましては、奥野小学校の5・6年生及び市内全ての中学生で距離に応じて認めております。

本年9月の教育委員会が行いました調査で、対象児童生徒数の93.4%に当たる1,988人が自転車を用いて通学している状況がわかっております。また、自転車での通学に当たっては、各校とも児童生徒にヘルメットの着用を義務づけており、各自着用の上安全に十分配慮しながら通学しているところでございます。

一方、近年では自転車加害者となる事故もふえており、市内でも中学生の自転車が人と接触する事故や中学生と成人の自転車同士による事故が発生しております。また、他県におきましては9,000万円を超える高額の賠償を求められるケースもあり、子供たちが加害者になってしまうことも考えられます。

このような事態に対処するためには、自衛策として自転車損害賠償責任保険等への加入が必要となってま

います。市教育委員会といたしましては、本年9月に保護者の皆様宛てに保険への加入を呼びかけする通知を行ったところでございます。

また、自転車を購入する際には、公益財団法人日本交通管理技術協会が添付するTSマークが張られた自転車がございます。これは協会が認めた自転車安全整備士が整備点検した車両である印で、TSマークには、TSマーク附帯保険として事故の際に支払われる賠償責任保険がついております。このマークの効力は1年間で附帯保険の効力も切れてしまいますので、効力を維持するためには毎年整備点検を受けてTSマークを添付してもらうという必要がございます。

議員がお示しのとおり、全国的には自転車事故を起こした際の被害者救済や被害者の経済的負担軽減のために、自転車損害保険等への加入を義務づける都道府県が少しずつ出始めており、市町村単位でも中学生の自転車損害賠償保険加入促進のための補助やTSマークに対する補助を行う自治体が出てきております。

また、自転車については、通学的手段であると同時に、日常生活の中で幅広く使用することが予想され、生徒のみならず家族が使用することもあると考えられます。このようなことから、教育委員会といたしましては、他団体の状況を観察しながら、各家庭における賠償責任保険への加入を呼びかけてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今の次長の答弁ですと、保険への加入を呼びかけるということはするけれども、積極的に市からの補助というものは余り考えてはいないようであるというふうに捉えましたが、この点については、再度明確にさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 実は、ことし10月12日付の読売新聞で、全国の47都道府県と20の政令都市について、その自転車保険の状況について調べたところ、その義務づけをしている自治体はそのうち12自治体、これが義務づけしていると、そして13の自治体が努力義務ということで条例を設けているというような状況でございます。そういうことを踏まえまして、やはり今後茨城県といたしましてはどういうような状況になるかということもございますので、そういう状況を踏まえて、例えば条例での義務化とかいう話が出た場合には、やはり市としてもそれに対して対応するということが必要になってまいりますので、そういうことを踏まえて、今後そういう国及び県、他自治体の動向を踏まえまして検討していくということで考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） これ、根本市長ね、ヘルメットの着用というのはこれは大変ありがたいことなんですけれども、完璧を期するとか、通学の安全確保策という意味においては、やはり保険への加入ということも大切な要素であると思いますが、市長はこの自転車保険への加入への補助も含めて、これについてはどのようにお考えでしょうか。市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私が車に乗ったときは強制保険、そして今も任意保険というのはもう当たり前の話でございます。ですから、こういう私たちの保険に入るものも昔と今は随分変わったと思います。私たちが自転車に乗ったときもまず保険というのは100%考えませんでした。ただ、いろんな事故がありまして、やはりそういうこともこれからはいろんなことで担保することも、これは必要なかなということでございます。

ただ、私、そのヘルメットというのは、そういうふうになる前に少しでも子供たちの安心な通学、そして地震とか、今災害、本当に想定できないものがいっぱいございます。それにまず体を守ってほしい、また加害者になったときもそれも非常に心配でございますけれども、まず何かあった場合は一つの自分の体を守ってほしいということで、ヘルメットの話、ちょっと保険から外れますけれども、そういうことで、私は補正ではなくて本当は当初予算で上げるのがそれが当たり前の私は仕事とと思っていましたが、ただいつ起こるか分からない事故に対しては、やはり行政として何か考えるしかない、道路もしなければいけないですけども、民間のどうしてもございますので、行政ではなかなか行けない、100%やるにはこれは難しい課題なのかなと思っています。

それで、この牛久少年団のカレンダーがございまして。このカレンダーはことしもつくりましたが、まず子供たちの多いのは、自転車でも遊びでもヘルメットをかぶっていきましょう、まずこれが必要なんですが、まず子供たちのそういうものに対しても非常にヘルメットというのは約3件ぐらいのそういったあれが来ていまして、載っていますけれども、そういうことに対しての非常に関心が高い、子供たちもやっぱり自分たちは自分で守る、そして致命的な事故が起こらないためにはどうしたらいいかということを考えています。その考えたときに、まず一步にそういう身体の安全を確保する。そして、加害者、被害者にならないように、今度はこの加害者にならないようにするにはどうしたらいいかということが大きな課題なのかなと。やはり点灯する、危ない人がいるところでは押していくとか、そういうこともこれからの教育の一つなのかなと思います。ですから、保険に関してこれからも検討しながら、そういう先ほどの自転車保険もございまして、そういう時代も来るのかなと私は思っております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） この自転車保険の問題は、今後引き続きまして行政上の課題の一つであるという

ことを指摘申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、第3点目といたしまして、「環境行政」について2項目の質問をいたします。

まず初めは、斎場業務とごみ処理業務との一体化についてであります。

申し上げるまでもなく、本市は一部事務組合として、隣接の阿見町とともに牛久市・阿見町斎場組合を結成して斎場業務を行っておりますが、ごみ処理業務については、本市と阿見町とがそれぞれ単独で業務を行っております。しかしながら、斎場業務とごみ処理業務とは、広義では環境衛生の部門に属することから、本来はこれらを一体的に捉えるべきであるとの指摘がなされているのであります。

ところで、本市のクリーンセンターの1日当たりのごみ処理能力はおよそ200トンであるのに対して、現在の1日平均のごみ処理量は67.5トンであり、処理量にはまだまだ十分な余裕がありますが、平成11年の稼働から20年近くが経過していることから、機械の更新の時期を迎えており、本年から2020年度までの3カ年間に22億円の費用をかけて機械の更新を行うことになっていると認識をいたしております。

同様に、阿見町のごみ処理場は、1日当たりのごみ処理能力が84トンであるのに対して、現在は1日平均で42トンのごみを焼却しておりますが、同町のごみ処理場の稼働時期は本市よりも早かったことから、既に機械の更新の時期を迎えてはいるものの、同町の財政事情等の関係により、年間1億円程度の予算で少しずつ対応をせざるを得ない状況を強いられていると聞き及んでおります。

そこで、この際、機械の更新による阿見町の新たな財政負担を避ける意味でも、牛久市・阿見町斎場組合の業務に新たにごみ処理業務を加えて、仮称ではありますが、牛久市・阿見町斎場衛生組合を誕生させることにより、阿見町のごみも本市のクリーンセンターで受け入れることが可能となるような環境を構築すべきであると考えておりますが、斎場業務とごみ処理業務との一体化についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 石原議員のご質問にお答えいたします。

まず、この問題につきましては、現在の牛久クリーンセンターの施設の建設時に、地元奥原地区の環境整備推進協議会との協定事項の中に、現施設では広域化をしないという項目がございます。そのため、市としては難しい問題であると考えております。

その前提において、今後のごみ処理の問題について考えていくため、平成28年第4回市議会定例会で石原議員の御質問にお答えいたしました、阿見町とのごみの共同処理を含めた情報交換、勉強会と呼んでおりますが、について、平成22年5月から平成25年3月までに、牛久市の廃棄物対策課、阿見町の廃棄物対策課との間で7回にわたりこの勉強会のほうを行っております。

勉強会では、ごみ処理経費の削減を中心に、阿見町の可燃ごみの焼却処理を牛久クリーンセンターで行っ

た場合の経費削減等をシミュレーションし検討いたしました。結論といたしまして、牛久クリーンセンターでの可燃ごみの共同焼却処理は阿見町の負担増となり、阿見町にとってメリットがないという結論に至りました。

現在、牛久クリーンセンターでは、平成27年度より平成31年度の期間で焼却施設の基幹的設備改良工事を施工しております。これに伴い、クリーンセンターの延命化計画に基づき、15年後の2033年度まで現焼却施設を操業していく計画となっております。

一方、阿見町クリーンセンターでは、平成25年度に施設の整備機能診断を実施した結果、2027年度まで施設を稼働する計画となっておりますが、現在では2032年度まで稼働が可能であるとの回答をいただいております。

ごみ処理の広域化検討につきましては、事業コストの削減、ダイオキシン等の環境保全対策、最終処分場の確保、適正なごみ処理の推進等の課題に総合的に対応するため、環境省より各都道府県へ計画の策定、市町村への市道の通達が出されております。

御質問の牛久市・阿見町焼却施設の共同処理については、牛久クリーンセンターの2033年度以降の新施設計画を策定する中で、牛久市・阿見町斎場組合の事務の一つにごみの共同処理を加えることも課題の一つとして研究してまいります。

なお、この勉強会につきましては、ことし8月にも牛久クリーンセンターと阿見町クリーンセンターで担当者レベルでの情報交換を行い、今後も定期的に行う予定でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今の次長の答弁を聞いておりますと、課題の一つではあるというふうに捉えられてはいるようであります。しかしながら、その約20年前に、そのクリーンセンターが稼働する前にですか、地域住民と市とが協定を結んで、共同処理はしない、広域化はしないということを盛り込んだ協定を結んだと、だからやらないんだというようなお話でございましたが、やはり、現代は行政というものいろいろな意味で広域化を考えていかなければいけない。人口減少社会でありますし、税収減も頭に入れておかなければ当然のことながらいけないと。そういう前提に立てば、環境や時代というものが変わっておりますので、やはりこれは課題の一つ、広域化は課題の一つと捉えるべきであると思っておりますが、その点いかがでしょう。再度お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） まず、市の認識のほうなんです。協定というのは市民との約束事だと認識しております。これに基づいて理解と御協力を賜っているわけでございます。公の場合、公の都合だ

けでこの約束事について一方的になしにするというか、個々の問題について考えていくというのは信頼とか理解の御協力とかを失いかねない問題だと私どもは考えておりますので、慎重に考えたいということでございます。全く考えないという話ではございません、課題の一つとしてはきちんと考えていく、整理をしていくという前提において、先ほどの協定があるという認識でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） これはやはり政治判断が必要な問題だと思います。市長ね、市長はこのごみ処理の広域化、斎場組合の規定を見直してごみ処理を広域化すること、これについてどういうふうにご考えておられますか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も就任して間もなくでございますけれども、同地区の協議会がございました。今まで負担金を出しております。その一応報告会がございまして、私もそのときその会長さんにこういうことだという話をしようと思った矢先の話でございました。根本君、今までの私たちの歴史にあるこれまでの苦勞、そしてどのようにしてこのセンターができたか知っているねと言われまして、そして私たちはこの地区にこういうものをつくって、そしてどれだけ牛久全体に利益を上げたかということと言われまして、それ以上私は言葉がございませんでした。そういう歴史もございます。

そしてまたその経営についても、過日、千葉阿見町長にも何とかありませんかねということをお話されました。そして、あちらでもいろいろな広域でやることによってコストの削減もございましょう、そしてそうなることによって牛久にも利益があることも確かでございます。そういうことを言われまして、ただ、その協定書の重みというのは非常に感じるものがございまして、ですから、そういう協定書、それからいろいろなことの約束事をこれからどういうふうにしてその地元の人に理解していただくか、これからそういうことが入るのかなということでございまして、ただこれはやはり長い時間をかけてやってきたものだけに、また長い時間もかかるということも現実だと思います。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今の市長の答弁で、本市の立場というものはいろいろ複雑なものがあると、背景にあるということがわかりましたが、ここで改めて確認というか、質問をいたします。このごみ処理の広域化問題は、行政上の課題である、残された問題であると理解をし、認識してよろしいでしょうか。明確な答弁を求めます。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 先ほど御答弁申し上げたとおり、課題としては取り上げております。



以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） それでは、続きまして、クリーンセンターの余熱の利用の問題について質問をいたします。

この問題については、私がこれまでに一般質問で取り上げた経緯がありますが、その際の執行部の答弁は、機械の更新の時期に具現化を考えているとの趣旨であったと認識をいたしております。

そこで改めて質問をいたします。クリーンセンターの2020年度の機械の更新の完了時期が間近に迫っておりますが、余熱の利用についてはどのように具現化を図るのか、明快なる答弁を求めるものであります。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） クリーンセンターの余熱利用の具現化策についてお答えいたします。

ごみ処理施設で焼却時に発生した余熱の利用を行っている施設の多くは、温水プールや入浴施設等、処理施設等の自家発電などに利用しております。牛久クリーンセンターでは、平成11年の竣工時には1炉当たり1日16時間運転、焼却量が45トンで運用を始め、余熱を利用するには熱量が足りないことから、温水施設や発電施設は導入されていない状況ですが、現施設においては、煙突の発煙防止、施設内の給湯、リサイクルプラザの床暖房などに余熱を利用しております。

また、平成27年度から平成31年度の5年間で実施している基幹的設備改良工事は、現在使用している設備の文字どおり基幹的な部分についての更新工事となっており、本工事では新たな余熱を利用するための設備工事は行っておりません。

現施設への発電施設や温水設備の導入について、プラントメーカーに確認したところ、施設構造全体の改修が必要となるため、改修に多額の経費を要し、熱量も見合わないということで現実的ではなく、施設を新たに建設する際の検討課題としたほうがよいとの回答がありました。

現時点では、2033年度には新設を考えなければならない新たなクリーンセンターには、循環型社会形成基本法において、廃棄物処理やリサイクル推進のために定められている発生抑制、再利用、再生利用、適正処分について検討するとともに、熱回収についても焼却量に応じた余熱利用施設等の導入について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 次長の答弁を聞いておりますと、確かに全く余熱を利用することをしていないというわけではないということがわかりましたけれども、私が申し上げたいのは、もっともっと一般市民によりわかりやすい具現化の方法であります。

そこで、これは提案というか、確認の意味での質問になりますけれども、余熱の利用の将来的な具現化について、専門部署なり専門チームをつくってそこで検討をするというようなことは考えられないのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 先ほどまずちょっと答弁漏れをしてしまったので、追加でお答えしたいんですが、余熱については、今回の補助枠の中に入れておりません。それなので、今回実行ができていないという状況になります。

それから、先ほどの余熱利用について専門部署というお話ですけれども、以前も同じようにチームを組んでやった経緯がございますので、その建設のときにはそれなりの対応をしていくという形になると思います。実際に、決定から施工までに対して3年から5年ぐらいの時間を要していたという記録が残っておりますので、そのぐらいの期間を検討時期と考えて、同じような施工をしていくという形になると思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） この問題も行政上の一つの大きな課題であると認識をいたしておりますし、今後担当部署においてもきちんと対応していただけるものと判断をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、第4点目といたしまして、「企業誘致」について2項目の質問をいたします。

まず初めは、企業誘致を専門に担当する部署の格上げについてであります。

申し上げるまでもなく、本市の現行の行政組織においては、企業誘致を担当する部署として、環境経済部商工観光課内に企業誘致及び工業団地担当者を配置してこの業務を遂行しております。しかしながら、景気の低迷が続き、多くの企業が設備投資を控えている今日の社会経済情勢を踏まえれば、設備投資にかかわるより広く深い企業情報をつかむ必要があることから、誘致目的の達成のために、果たして商工観光課内に担当者を配置することだけで充分であるのかとの疑問を抱かざるを得ないのであります。

ところで、本市は圏央道を中心とする交通アクセス環境に恵まれ、エンドユーザー価格で坪当たり7万円から8万円で工場用地を提供できるオーダーメイド方式を採用しております。それゆえ、工場等の立地に向けてのこれらの好条件を大いにPRするとともに、設備投資等にかかわるホットな企業情報をつかむためには、現行の担当者の配置を格上げし、環境経済部内に企業誘致専門の担当課等を配置する必要があると判断をいたしますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 平成19年度から平成23年度まで企業誘致課がございましたが、平成24年

度からは商工観光課に統合いたしまして現在に至っております。

第3次総合計画後期基本計画の第5章第1節の中でも、牛久市の立地特性や独自の優遇制度などをPRして、市内全域を対象とした優良企業の誘致の推進、こちらは重点的に取り組む事項とされており、その重要性については十分認識をしております。

今後、企業誘致の推進をするに当たりまして、必要に応じて担当課の新設も含め検討し、企業誘致活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、総務部長から、専門部署の設置については重要であるので認識をしているという回答であったと思いますが、市長、市長はいかがですか。設置する考えはありますか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も喫緊に取り組む事業に対して、空き家対策、それからエスカード対策など立ち上げました。ただ、この工業団地につきましては、若干の何ていいますか、牛久市が少しおくれた感があるのかなということございまして、今でもそういうことではないんですけれども、なければそういう話もございまして、非常にこれからどうしようとなったとき、あと5年から10年ぐらいのサイクルがかかってしまうとどうなのかなということございまして、ただあそこの圏央道が4車線になるということがもう決定されていますし、あの地域は非常に有望な地域であるということを、この前も実際茨城県のほうから来まして、何とかあったら私たちも協力しますよという話をいただいております。

私のあとの質問でございますけれども、いろんな方策によって今やっていくんでございますけれども、ただこれからどうなのかなと、今やって失敗しないのかな、成功するのかな、そういうことを見きわめながらやっていく必要が、それは考えるということでございます。ですから、今すぐその課を立ち上げてその対応ということに対しては、ちょっとまだ立ちおくれた感がありますし、それについてはもうちょっと慎重にやることも必要なかなと。そしてまた、人員もおりませんので、ですから人員の確保も必要になっている状況でございます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） そうしますと、市長ね、少なくとも設置の方向では考えてはいただけるんですか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ですから、先ほど言いましたように、設置してその先の見込みがあるのか、実績が上がるのか、牛久としての利益があるのかということを見きわめてからでないと、なかなか設置しても、まず仕事を設置してもその仕事の方向性が見出せないことには設置したものがないのかなということござい

して、どのように工業団地というものを捉えてやっていくか、ちょっと私たちも立ちおくれた感がございませぬけれども、改めて議論をしながら、そういうものについて話したいと思います。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） この問題は、本市の台所事情、税収増につながるお話でございますので、ひとつ真剣に市長を先頭に取り組んでいくべきものであると指摘をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、企業誘致について、誘致対象の絞り込みについて質問をいたします。

申し上げるまでもなく、企業誘致といえば通常は物品の製造工場を連想いたしますが、当然のことながら研究所等を有する企業も数多く、これらも誘致対象であることは論をまたないところであります。しかしながら、本市のこれまでの企業誘致を振り返ってみると、霞ヶ浦への排水基準の関係から、極端に水を使用する業種を除いて、おおむね多種多様な製造業の誘致に取り組んできたと認識をいたしております。

ところで、先ほども申し上げたように、景気の低迷により企業の設備投資が鈍化している状況に鑑みて、多種多様な製造業にやみくもに働きかけるのではなく、誘致対象を絞り込んで、誘致のための確度の高い働きかけに取り組む必要があると判断をいたします。具体的には、本市には漢方薬の製造工場や医療機器の製造工場があることを踏まえて、今後は健康や医療の観点から、薬品関係や医療関係に的を絞り、それらに関する工場や研究所の誘致に取り組むべきであると考えておりますが、企業誘致の対象の絞り込みについてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在、市内に2カ所ある工業団地の状況を申し上げます。

筑波南桂工業団地につきましてはあいている区画がなく、筑波南奥原工業団地につきましても、当工業団地に立地している株式会社ホギメディカルが所有し、これまで売却の意向を示していた区画に自社工場の建設が出されたことから、市内の工業団地に新規企業を誘致をする区画はないという状況でございます。

牛久市といたしましても、市内の2つの工業団地周辺のオーダーメイド方式による誘致に努めるべく、企業誘致に関するホームページの見直しを図るとともに、パンフレットを作成し、大規模な展示会で配布するなどPRに努めてまいりました。しかしながら、オーダーメイド方式による誘致は、既にある工業団地の用地とは違い、進出までの時間がかかるというデメリットがあり、新規企業の誘致につながらない厳しい状況でございました。

石原議員の御指摘のとおり、景気の低迷により企業の設備投資が鈍化している中においても、牛久市ではここ5年間で新規企業及び既存企業合わせて延べ9社が400億円に上る設備投資を行っております。また、先ほど申し上げました既存企業の自社工場の建設設計の計画のほか、別の既存企業の工場増設の情報も入っ

ている状況でございます。

当市におきまして、石原議員が御提案のとおり、誘致対象を絞り込むなど、市の目指す企業誘致の形を広く示していくことの重要性は認識しております。また、茨城県からも圏央道沿線での積極的な企業誘致のため、いろいろと声をかけていただいております。そして、その連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。

しかしながら、現時点においては、新しい工業用地の整備につきましては、今後とも引き続き企業との連携を深めるフォローアップの取り組みに努め、長期的、継続的に良好な関係を深めていくことで、企業の流出を防止するとともに、さらなる再投資に結びつくように取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） この誘致対象の絞り込みについては、先ほど申しあげました企業誘致専門部署、これを設置してやっていく、こういうことも大いに関連をしておりますし、まさにそういう部署を設置して誘致対象を絞り込んで、そしてどんどん進めていくということが大事であると思っておりますが、改めて市長にこの企業誘致に対する基本的な考え方、お尋ねをしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） そういう専門的なチームをつくることは大事だと思います。その前段に、今まで牛久としてはオーダーメイド方式でやっておりました。非常にリスクが少のうございます。そして、ただ、オーダーメイドのデメリットとしては非常に時間がかかる、そして企業にPRしても姿が見えないということで、非常に企業としては消極的になってしまうということがございました。まず、そういうことをどういうふうなことでやっていくか。例えば1つを買って、それで整地して、そしてある自治体ではそれが非常に行政の足かせになった事例もございます。ですから、そういうことを、要はそのタイミングを見きわめながらどういう方式でやっていくか。それがゴールすれば、私はその専門的なチームをつくり、そして積極的に誘致を進めることが肝心だと思います。ですから、その辺のまだ私たちの整理がついていないといいますが、どのようなことでやっていくかということ、これは茨城県とも調整しながら、そして国の関係機関ともどのような事情があるかを精査しながら、これから慎重にやっていくことと思っておりますが、ただやはり今非常にそういう注目があるということも現実でございます。私たちはその対応にどう取り組んでいくべきか、まさしくこれからにかけての非常に課題なのかと私は思っております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 私は、企業誘致については、市長がそれこそトップセールスマンとなって牛久市を大いにPRしていくべきものであると判断をしておりますし、そうしていただきたいということを御指摘

申し上げます、最後の質問に移らせていただきます。

最後に、第5点目といたしまして、「東部地域の懸案事項」について、2項目の質問をいたします。

まず初めは、千葉茨城道路の路線案の公表についてであります。

申し上げるまでもなく、この問題については私がこれまで何度も一般質問で取り上げた経緯がありますが、執行部の答弁は、茨城県が管轄する事業であり、県側から何らの回答もないので、市としては答えられないとの趣旨でありました。

しかしながら、圏央道の県内通過部分の全線開通や、阿見東インターチェンジ周辺における開発行為の進展並びに久野町地内でのメガソーラー設置工事の進捗等に伴い、千葉茨城道路の路線案の公表に対する地域住民の関心の度合いは、そのアクセス道路の公表とともに、今まで以上に高まりを見せていると言っても過言ではないのであります。

ところで、私は、最近になって、千葉茨城道路の路線案について、現職の県議会議員から次のような情報を入手しました。すなわち、当該道路の牛久市内の通過予定地については、茨城県が既に3つの案を作成済みであり、最終的には牛久市の意見を尊重して路線の決定をする意向である一方で、当該路線案の中にはオオタカの生息地が含まれており、その調査をする必要があることから本市に対してはその路線案が示されてこなかったが、最近その調査がほぼ完了したので、路線案の発表の時期は近いはずであるというものであります。

それゆえ、その路線案はそろそろ本市に示されてしかるべきであり、本市としては茨城県の路線案の公表を待つのではなく、本市から積極的に公表への働きかけを行い、地域住民への情報開示に努めるべきであると考えるのでありますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 千葉茨城道路は、地域高規格道路候補路線として茨城県の総合計画に位置づけられているものの、牛久市久野町地内のうしくあみ斎場前から、龍ヶ崎市白羽地内までは具体的な道路の線形や事業の実施時期など、その路線案については明確にされていない状況であります。

この路線に関するこれまでの事業内容につきましては、事業を所管する茨城県竜ヶ崎工事事務所に確認しましたところ、平成25年度から27年度に猛禽類調査、平成27、28年度に貴重動植物調査、平成29、30年度に交通量推計業務を実施している状況と伺っております。

そのような状況の中、去る9月28日には、市川議員が委員長を務めます交通体系整備促進調査特別委員会とともに、議長、副議長、そしてオブザーバーとして山岡茨城県議会議長にも御同行いただき、茨城県知事へ千葉茨城道路も含めまして県道整備に関する要望活動を実施したところであり、市議会とも協力して、茨城県に対しまして、道路の早期整備に働きかけを実施してまいりました。

また、国の発表によりますと、財政投融资を活用した圏央道の4車線化の整備は、2022年度から順次供用し、2024年度に全線が供用するとの見込みであり、この4車線化に合わせてインターチェンジにアクセスする道路の整備事業について、今年度から個別補助制度が創設されました。

このため、本路線につきましても、圏央道の阿見東インターチェンジにアクセスする竜ヶ崎阿見線バイパス、これは千葉茨城道路として整備される既存の路線名称であります。この新規補助事業化に向けて、12月19日に国土交通大臣に対して要望活動を実施する予定となっております。

このような要望活動を実施していく中で、現在、茨城県において線形等の路線案の検討を行っていると同っており、将来の比較的近い時期に示されるものと思いますので、牛久市といたしましては、来年度中には路線案を公表していただくようさらなる働きかけをしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今、次長のほうから来年度中には路線案の公表をしてもらえるように働きかけをするというふうな明確な答弁がありました。やはり、これは市長が先頭に立って県にしっかりと働きかけをしていただきたいと思います。市長、いかがですか、この点について。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 道路につきましては、今まで交通体系委員会の皆さんと一緒にバイパス、そして数々の要望をしてみいました。また竜ヶ崎阿見線にしては、まだこれからの感じですか、ですから、西のほうはどうかできました。これから西のそういう高規格道路ですか、そういうものを整備しなければいけない。私も大体月に1回から2回は東京へ伺っておりまして、これは今度あれなんで、茨城県とも連携しながら早急に。ただ、いろんな話が出ていますので、公表については県と連絡を協議しまして、なるべく早いほうがいいのかなと、遅くなれば遅くなるほどいろんな思惑が今まで過去でございましたので、そうならないように、なるべく早い時期に早く進展することが牛久を利することであるし、皆さんにも利することなのかなと思っております。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 続いて、県道の冠水対策の働きかけについて質問をいたします。

御承知のように、久野長地内を県道竜ヶ崎阿見線が通過していますが、この県道は大雨が降るとうしくあみ斎場の手前の塙橋付近で冠水するため、下久野十字路付近から通行どめになることがあります。冠水の理由は、この県道が塙橋付近で路面が田んぼ側に傾斜しており、そのために大雨が降ると乙戸川からあふれ出した水が田んぼを通じて県道の路面に到達するからであります。それゆえ、地元行政区がこれまで茨城県の

竜ヶ崎工事事務所に対して何度も冠水対策を講じるように申し入れをしてまいりました。しかしながら、工事事務所の回答は、乙戸川の本格的な改修工事を実施予定であるので、それまで暫時待つていただきたいというそっけないものであることから、地元住民はいら立ちを募らせていると言っても過言ではないのであります。

ところで、この県道の簡易な冠水対策として考えられることは、この道路の傾斜をかき上げし、田んぼよりも路面を高くすることであります。そこで、本市として茨城県に対して、県道竜ヶ崎阿見線の冠水部分について、簡易な冠水対策の早急な実施、これを働きかけるべきであると考えておりますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 議員の御指摘にお答えいたします。

県道竜ヶ崎阿見線の橋橋付近の道路冠水につきましては、以前は道路全体が冠水し、通行どめにするほどの状況でございました。これに対して、茨城県竜ヶ崎工事事務所において、平成26年度に道路のかき上げ工事が行われております。また、乙戸川についても順次整備が進められており、小野川から桂川の合流地点付近まで一部を除き整備が完了しております。

竜ヶ崎工事事務所に対策の状況を伺ったところ、道路のかき上げを実施した平成26年度以降は通行どめの対応をとるようなことはなく、冠水に対する苦情、要望等も受けていないとのことでございます。

今後の対策につきましては、既に道路はかき上げを実施しており、これ以外の対策は難しいとのことでございますが、排水能力を向上させるため、乙戸川の整備については、時間はかかると思いますが、引き続き整備を進めていくとのことございました。

市といたしましては、以前よりは冠水被害も軽減されてはいるものの、一時的な冠水はまだ発生しているものとは思われますので、県に対して継続的に乙戸川の整備が進められるよう要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 今の次長の答弁にもありましたように、大部分は改善はされているものの、まだまだ冠水をする場合もあるということで、地元住民も懸念をしておりますので、牛久市として引き続き早急な対策を講じるよう県に働きかけをしていただけますよう、お願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で22番石原幸雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。



午前11時15分休憩

---

午前11時27分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番小松崎 伸君。

〔21番小松崎 伸君登壇〕

○21番（小松崎 伸君） おはようございます。無会派の小松崎 伸でございます。

今回は、牛久シャトー施設内の飲食、物販事業の撤退についてというこの1点についてのみ質問をいたします。

牛久の歴史そのものといっても過言ではない牛久シャトー、そして牛久市民にとりましても、はかり知れないショックであると思います、今回の事態でございます。

まず、第1といたしまして、業績悪化のために撤退の決議がオエノンのほうでなされました。このことについてでございますけれども、事前に状況の把握はなされていたのか、この点について質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 先般、牛久シャトーを運営する合同酒精株式会社の親会社であるオエノンホールディングス株式会社の取締役会において、牛久シャトー内の飲食・物販事業の撤退が決定され、それに伴い、ビール製造やワインの瓶詰等を含めた事業が本年12月28日で終了することが発表されました。

事前に状況の把握はなされていたのかという御質問でございますが、これまでも牛久シャトーでプロジェクトマッピングなどを行うなど、行政としてでき得る範囲でさまざまな事業について共同して積極的に取り組んでまいりましたが、本件につきましては、牛久市に対して事前に相談や情報はなく、突然の決定に驚きを禁じ得ない思いでございます。

現在、事業の継続を求める嘆願書、今200を超える市内の関係団体からいただいておりますけれども、オエノンホールディングスに届ける準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） それでは、再確認という意味もでございます。11月初旬の新聞報道で初めて知ったわけでございますけれども、牛久市にとりまして、改めてお伺いいたしますけれども、まさに寝耳に水だったのか、再確認をお願いします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 先ほどお答えをさせていただきましたけれども、本件につきまして、この件につきましては、牛久市に対しては特に事前に相談情報というのはございませんでした。新聞が出た2日後でしたか、オエノンさんの役員の方が市長を訪問されて、こういう報告ですということでお話をいただいたということでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） それでは、これは根本市長にお伺いします。

やはり、さまざま団体がございますけれども、基本的にはトップ同士の信頼関係、これが極めて重要でありますけれども、これまでいわゆる何度向こうのトップに会ったか。そして、全く今回の話は出なかったのか、この点について、根本市長にお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから過去に社長とお会いした経緯がございましたけれども、その話はまるっきりございませんでした。会ったのは、新しくシャトーのほうが復興しまして、そのときの記念式だったと思っております。私も非常に、この発表する前にも、たしか3日ぐらい前ですか、ワイン祭りでございまして、そのとき私も会場にいておいしいワインをいただきながら時を過ごした経緯もございます。私は非常に牛久シャトーと行政とはウイン・ウインの関係であったということがありまして、さまざまなイベント、そして商工会のいろんなイベントも活用され、本当にそういうこれから大きな牛久のまさしく観光、大きなシンボルであると再認識して、いろんな話を思い、そして会ったこともございました。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） オエノンホールディングスでありますけれども、赤字であります飲食事業につきましては、平成23年、青森県のシャトーカミヤ八戸、そして牛久シャトーの一部、そして平成24年には北海道旭川市の日本食レストランの大雪乃蔵、平成25年には銀座のフレンチレストラン、ル・シズィエム・サンスを企業として計画的に撤退をいたしました。このことから、今回の撤回というものは十分予想できた、事前に対応できたのではないかと推察をいたしますが、この点、お聞きをいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

事前には予想ができたんじゃないかというご質問でございますけれども、我々、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたとおり、シャトーさんでいろんな事業を行ったり、一緒にイベントなんかもさせていただいております。そういう中で、業績云々というのは我々にはちょっとはかり知れないところはありますけれども、ただ急にこういう発表になったかというところでは本当に驚いているところでございます。ですか

ら、我々としまでも、今後のことが当然大事なってくるんだろうとっておりますので、そのあたりをよく詰めていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） いずれにしましても、この企業のもちろん決算内容、事業計画、これをやはり十二分に把握をしておく、これがやはり一番大切なことであると思っております。

続きまして、牛久市は先ほど部長からもお話がございましたけれども、これまで具体的にさまざまな支援をしてきたということでございますけれども、財政的に震災による高騰は、国、県、市、ございましたけれども、今まで具体的に財政的にはこのほかのような協力、補助をしてきたか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 先ほど申しましたとおり、さまざまなイベント等では御一緒させていただいております。当然、商工会青年部なんかでもあそこにいるようなイベントをしているときに当然補助的なものが入っているというのもございます。それと、重要文化財に指定されておりますシャトーでございます。こちらの重要文化財におきましては、固定資産税の減免ということも当然やっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 続きまして、年間約40万人が訪れる市のシンボリック環境拠点であります、今後の観光政策にどのような影響が及ぶのか。この想定についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

牛久シャトーは、言うまでもなく、牛久市を代表する年間40万人の集客力のある観光施設であり、牛久大仏と並ぶ市のランドマークであります。オエノンホールディングスの発表によれば、重要文化財に指定されている旧醗酵室、神谷傳兵衛記念館はこれまでどおり見学はできるとのことでございますが、売店や食事どころは集客には必須であり、本施設の機能が事実上停止することにつきましては、本市の観光資源の喪失として非常に憂慮すべき事態であり、観光客の減少は免れない状況であると考えております。

本施設は、大型バスで訪れる観光客を受け入れられる数少ない飲食のできる施設となっていることから、これまで牛久大仏と連携した観光コースの定番となっております。また、牛久シャトーが主催するイベントに近隣商店会も出店するなど、地元商店との連携体制も構築されていたことから、観光面だけでなく商工振興の面からも大きな打撃となることは間違いございません。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） これから、相手方との交渉もごさいます。そういった意味では今後の想定は難しいということは承知をしております。しかし、現状の継続を多くの市民が望んでおり、嘆願書が出されるという中、これまでの牛久市の観光政策、そして企業との連携等をいわゆる再考する機会であると思いますが、改めて市の見解をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） ただいま議員さんがおっしゃいましたように、多くの市民の方が今までの牛久シャトーをこれまでどおり運営できることを望んでいるというのは私どももよく知っているところでございます。やはり、これから企業さんが一旦決定したことということも当然でございますので、これからどのような形でどんなふうにやはり市民が望んでいるような形になるのかということをお伺いしながら進めていきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 3つ目でありましてけれども、神谷傳兵衛記念館とオエノンミュージアム、この2つは引き続き公開をするということでございますが、飲食・物販スペース、この活用については今後どのようなのかということで質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

小松崎議員の御指摘のとおり、神谷傳兵衛記念館とオエノンミュージアムを含む園内の散策はこれまでどおり継続されますが、レストランキャノン、ラ・テラス・ドゥ・オエノン、バーベキューガーデン、スーベニアショップ、ワインセラー、牛久ワイナリー、牛久ブルワリーの各施設につきましては閉鎖が発表されております。

先ほども述べましたとおり、これら観光のかなめとなる機能が失われることは、単に本施設の観光収入が失われるだけではなく、本市の商業界にとっても憂慮すべき事態であることは自明であり、何らかの手段によるこの機能の継承が必要になってくると思われまます。

御質問の飲食・物販スペースの活用についてでございますが、オエノンホールディングスにはこれまで同様に事業の継続を求めてまいりますが、それが万が一にもかなわない場合には、市が積極的ににかかわることができるよう交渉する考えでおります。直営での継続だけにこだわることなく、あらゆる可能性を模索するとともに、さまざまな方向性についてシミュレーションしておくことが必要であると考えているところでございます。

今後の交渉につきましては、市のシンボルであり、市民の憩いの場である牛久シャトーを必ずや守り抜く強い決意を持って取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） ただいまの強い決意ということはすばらしいと思います。

この件につきましては、これからも当然相手方との交渉がございます。内容については、これは軽々しく述べるものではございませんけれども、さらにより活気のある牛久シャトーにさせていただくために、今部長のほうから力強い言葉もございましたけれども、牛久市として今まで以上の全面的なバックアップ体制、これを整えてほしいと考えますが、改めて市の見解を再度伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃいますとおり、この牛久シャトーというのは、もう市民の憩いの場であり、もう市のシンボルでございます。やはりここを何とかこれまでどおり、いや、これまで以上に継続できるような形をとりたいと思っているのは先ほどお答えしたとおりでございます。ですから、これから市が積極的にかかわることができるよう交渉してまいるという考えでおります。これから、市長と社長さんとのトップ会議に向けて、我々担当レベルでただいまいろんなお話をさせていただいているところでございます。ですから、そういうことも実現するように、今後とも一生懸命頑張っていきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 次でございますけれども、重要文化財に指定されております旧醸造施設の今後の管理や活用はどうか、この点についてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） これまで市が行ってまいりました牛久シャトーの重要文化財に対する支援といたしましては、平成23年の東日本大震災被災による災害復旧工事におきまして、国、県と所有者間の連絡調整を行うとともに、牛久市指定文化財等保存事業補助金交付要綱を新たに設け、災害復旧工事に対しまして補助金を交付し、事業が円滑に進むよう支援をいたしました。補助金の額といたしまして、総事業費約14億5,000万円のうち、国が約9億9,000万円、県が約1億3,000万円、市が1億円それぞれ補助をいたしました。

また、災害復旧後におきましても、地震や台風などの災害のたびに現地確認を行い、重要文化財に雨漏りなどのふぐあいがあれば、所有者が対応できるように国や県に対し迅速な報告や協議をするなどの人的支援もあわせて行っております。

活用につきましては、旧事務室をお借りいたしまして、クラシック音楽のサロンコンサートや小川芋銭など日本画の展覧会、平成29年3月には内閣府の地方創生加速化交付金を活用したプロジェクションマッピングを行い、文化財の活用に努めてまいりました。

また、昨年からは、日本遺産を共同で申請する甲州市とともに、牛久シャトーフェスタやワイン祭りなどに参加するなど、牛久シャトーの活用を幅広く展開しているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 部長の答弁がございましたけれども、意見ということでございますけれども、牛久市が重要文化財の管理に直接かわりまして、地元での活用を拡大させるということにつきましては、大いに賛成でございますし、全面的に協力をしてまいります。

続きまして、5番目の日本遺産再申請の意向についてでありますけれども、再申請の意向でありましたけれども、今回の事態を受けまして、今後の対応をどうするのかお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、前回の市議会定例会の一般質問におきましてもお答えしましたが、今年度、山梨県が申請しました「葡萄畑が織りなす風景—山梨県峡東地域—」が新たに日本遺産に認定されました。ワインをテーマとする牛久市と甲州市の共同申請と類似したケースではございましたが、さらに山梨県の申請内容には甲州市も含まれていることから、今回の認定審査は厳しいものとなると感じております。

さらに、牛久シャトーから飲食・物販事業が撤退し、ワインの醸造の火も牛久から消えてしまうことは、観光施設としては大きな痛手であります。そのため、議員さんも御心配のとおり、日本遺産については一層困難な状況になってしまったことも事実でございます。しかしながら、こういう状況下においても、日本遺産について共同申請に向けて取り組んでいくことを甲州市と確認しております。

また、文化財を観光施策に積極的に活用し、地方創生を図るという日本遺産本来の趣旨を考えれば、窮すれば通ずという言葉がございます。牛久シャトーから飲食事業が撤退しても、日本遺産としてブランドを獲得し、国、県の協力を得ながら牛久シャトーを観光施設として活用していくことを、牛久市全体で本気で取り組んでいく好機であると言えます。

そのためにも、共同で申請を行う甲州市と密に連携を図り、両市一丸となって日本遺産申請に取り組んでまいります。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 再申請に向けて粘り強く頑張っていくということは支持いたしますし、すばらしいと思います。

再質問といたしまして、ちょっと心配な点ということでございますけれども、甲州市につきましては、今回の日本遺産の申請と山梨県との関係がございます。そしてまた、今後の甲州市の地元の協力体制、これも市が一丸となれるのか、そういった先方の事情、これがどうなのかという心配点がございます。この点についてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ただいまの再質問にお答えいたします。

今回こういう事業撤退ということで、甲州市さんにおきましてもちょっと心配をしている部分はございますが、先ほど市長が答弁いたしましたように、甲州市サイドといたしましても、再申請に向かって一緒に頑張るよというお言葉もいただいておりますので、甲州市全体で牛久市とともに歩いていただけたと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） それでは、最後に市長に質問をいたします。

牛久市民にこれまでなかった一体感、そして牛久市民のいわゆるクラウドファンディングといますね、募金でございますけれども、そういった牛久市民全体の後押しを受けて、牛久市が牛久シャトーを買い取る選択肢はあるのか、市長にお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） これまでに私たちは、まずどうしたらいいかということをいろんな庁内で議論いたしました。そして、その牛久の本意をどう伝えるかということが大きな問題なのかなと。それで、請願書、議会の皆さんにもいただいております、違う形でございますが。そして、市民がまさしく今署名活動、私のほうに控えております。その署名活動をこんなふうに皆さんの総意があるんだということでございまして、そういうことを踏まえながら、そしてこれから交渉に当たっていく。やはり、オエノンさんは民間でございまして、そして、民間の皆さんのそういうものと行政とどう話していいのか。買い取るとか、いろんなそういうもので解決するものをしっかりと整理しながら、しかし時間がございません。なるべく早い時期に、そしていろんな結論を、いろんな提案をしながら、どのような形にするのが一番行政でもいいのか、そしてまたオエノンさんの会社としてもいいのか、それを見きわめながら、お互いに話しながら、そしてお互いにキャッチボールしながら話していくということが大事なのかなと。その暫定のその先の話でさまざまなファンドとか、それからそういうものが出てくるのかなということでございます。ただ、それをしっかりと私たちは民意をつなぎながら、そして私はそういう気持ちをもらいながら話していくということでございます。

そして、まさしく私は来年というのが非常に、シャトーもございます、あとエスカードもございます。ち

よっと違いますけれども、稀勢の里もございます。そういうことで、私は来年度は牛久のルネサンス、復興ということで私はそれに向けて、復興のルネサンスの意味ではちょっと文芸復興とかいろいろございますが、ただ私はそういう復興に向けた取り組みはこれからの牛久の大きな課題なのかなということでやってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 市長が今おっしゃいましたように、問題は山積をしております。やはり市長は、問題解決能力にすぐれていないとこれからの市長は務まらないと私は思っております。

それで、今のお話の中にございましたけれども、今企業がいわゆる牛久シャトーを持っているわけがございますけれども、例えばこれから企業が転売、その他そういった形で、要は牛久市が企業に振り回されているという状況、悪く言えばですね、そういった形のものが実際現実としてこれからも考えられます。そういったことも考えまして、この牛久市が買い取るということにつきましては、例えばシャトー通りの向こう側、駐車場がございますけれども、こちらを先行して計画的、段階的に買い取っていくということによって、あの駐車場を分譲、もしくはマンション等が建つということになれば、もうそれで観光施策も終わりになってしまうから、そういった具体的なことも考えあわせてこれから進めていくであろうと思っておりますけれども、その点、市長に改めて市長の意向をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） まさしく今から交渉時代に入ってきます。ですから、私たちはいろんな皆さんの仮定での話をすると、話が思うように進みません。ですから、仮定の話ではなくて、これからどういうことがお互いに利するのかということとじっくり話して、そして、そういういろんな抽象的なやゆされるようなことがないようにするのが一番お互いの利になるのかなということでございます。ただ、私たちはあくまでも行政でございます。そして、一般企業としての話し合いというのは、これはお互いの理念が違うところもございまして。そのお互いの理念をお互いに認識し合いながら、理解し合いながら、そしてこれからのそういうものの対応について慎重に、なおかつ迅速に、そしてそういうものやっっていくことが私たちの一番大きな課題だと思っています。

○議長（板倉 香君） 小松崎 伸君。

○21番（小松崎 伸君） 以上で私の一般質問を終わりにします。

○議長（板倉 香君） 以上で小松崎 伸君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時05分といたします。

午前11時57分休憩

---



午後 1時06分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番市川圭一君より遅参の申し出がありました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番秋山 泉君。

〔2番秋山 泉君登壇〕

○2番（秋山 泉君） 改めまして、皆様、こんにちは。公明党の秋山でございます。

これより、通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしく願い申し上げます。

牛久市第3次環境基本計画の中から、初めに、動物愛護・適正飼育についてお伺いいたします。

まず初めに、県は、11月6日、2017年度の本県の犬の殺処分頭数が前年度比44.8%減の338頭で、都道府県別の順位はワースト7位だったと発表いたしました。10年以上続いたワースト3から脱却をしたということでございます。

県は、同年度、県犬猫殺処分ゼロを目指すプロジェクトとして、大幅予算増の約6,420万円を計上、啓発活動や対策を強化、県動物指導センターの収容頭数減や引き取り頭数の増加により、汚名返上につながったということであります。県生活衛生課は、順位は改善したが、ゼロにはまだほど遠いとして、引き続き事業を推進していく考えであります。

本市は、人と動物との調和のとれた共生社会の推進のために、県内で初めて牛久市動物の愛護及び管理に関する条例を平成23年4月1日に施行をいたしました。市の責務として、動物愛護の目的を達成するための必要な施策をとるよう努めるとありますが、この必要な施策について、具体的にお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 秋山議員の御質問にお答えいたします。

当市における動物愛護条例の主な目的としましては、人と動物との調和のとれた共生社会を目指し、動物愛護精神の高揚を図るとともに、健康で豊かな生活環境の形成に寄与することになっております。そのために、飼い主、行政を初め、全ての方が取り組まなければならないとうたわれております。

共生社会の推進に向けて、特に殺処分ゼロを目指し、主に2つの施策を進めております。

1つ目は、迷子犬や保護犬が処分されることのないように、飼い主探しに注力しております。迷子犬の通報があった場合、そのホームページへの掲載や市に登録のある飼い犬の情報から飼い主を探すという対応をしており、実際にホームページに掲載したことで無事に飼い主のもとに戻ったケースもございます。また、万が一自分の飼い犬が迷子になった場合も飼い主のもとへ戻れるように、首輪等につけられる「安心ダウン！ホルダー」、名札が入れられるものなのですが、そちらを狂犬病の予防注射や登録の際に飼い主に配付

するという事業を行っております。このような事業の効果として、平成28年度は牛久市から県動物指導センターへ持ち込まれた犬はゼロになりました。

2つ目は、不用意に犬・猫の頭数がふえて小さな命が失われることのないように、飼い犬、飼い猫の不妊去勢手術費用の一部を補助する事業、また飼い主のいない猫につきましては、動物愛護共生員、いわゆる動物愛護ボランティアの協力をいただき、捕獲した猫の不妊去勢手術費用を補助する事業を行っております。これらの事業の平成29年度実績は、飼い犬については91頭、飼い猫は152頭、飼い主のいない猫については61頭が不妊手術を受けております。

これからも、このような施策に加え、動物愛護共生員や市内開業獣医師と協力し、飼育動物の性質や特徴に合った動物の飼い方やマナーの啓発にも力を入れてまいりたいと存じます。

また、一つこちらの今回御質問いただいている牛久市の環境基本計画につきましても、通常ですと環境部門のものなので、動物愛護については入っていない市町村が多いんです。ただ、こちらのことについても同じように計画に盛り込ませていただいて、管理をしていこうということでやらせていただいております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） それでは、次に、犬猫の飼養者遵守事項には、狂犬病予防に基づく登録及び鑑札の装着とあります。犬の登録数に対する狂犬病予防注射実施頭数の割合を平成32年までに80%とするとあります。現実、実施率が伸び悩んでいるということではありますが、平成30年の接種率、そして接種率向上のための施策をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 平成30年度の狂犬病予防接種率とその接種率の向上についてお答えいたします。

平成30年度の狂犬病予防接種の接種率につきましては、本年11月15日現在で、登録頭数が4,670頭、うち狂犬病予防注射接種済みの頭数は3,050頭で、接種率は65.3%となっております。

未接種の犬の中には、既に死亡している犬や転出してしまった犬等、登録の抹消手続がなされていない犬も含まれており、また高齢犬になったため、あるいは室内犬で外部との接触がないからとの理由で接種を行わない飼い主がいる点も、接種率が伸びない一因となっていると思われまます。

市といたしましては、こういった未接種となっている犬の飼い主1,212名に対して、本年も11月27日に予防接種の依頼通知を再度送付したところでございますので、今年度の狂犬病予防接種の接種率は、最終的には例年と同じように70%前後になると思われまます。

狂犬病予防接種については、市の広報紙やホームセンターによる周知を図り、かっぱ祭り、エコフェスタ

といったイベントで同行避難とあわせ、その必要性の啓発を行っているところでございます。

これからも、目標値の80%を達成できるように、啓発・指導を強化してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 狂犬病予防注射の接種は、災害時には飼い主と同行避難する際の必要条件となることの周知も大事かと思えます。今後も啓発推進を進めていただきたいと考えておりますので、その点はよろしく願いいたします。

続きまして、災害時の飼養動物の保護とあり、避難所における飼養動物の受け入れ態勢の準備とあります。具体的にお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 避難所における飼養動物の受け入れ態勢の整備についてお答えいたします。

避難所における飼養動物の受け入れにつきましては、前回の議会でも答弁させていただきましたとおり、茨城県作成の災害時における愛玩動物救護マニュアルにおいても、ペット自身のストレスなどに配慮した避難所の設営が望ましいとされていることから、風雨がしのげるような屋根下の場所に設置したいと考えております。

なお、現在、牛久運動公園に建設中の武道館を防災拠点整備の一環として福祉避難所に指定する予定であることから、要援護者などの避難者のペットを同行避難できるスペースを武道館南側のバルコニー下の一部に確保しています。

しかし、避難所におけるペット受け入れに対するマニュアル等でまだ整理されていない点もございますので、今後はこの整理を行ってまいります。

また、当市の避難所運営につきましては、避難所運営委員会による自主運営を行うこととなっておりますので、ペットの避難所の設営に当たっては、さきにお示しした点に留意した設営が行えるようマニュアルの整備に努めるとともに、動物の飼い主等に対し、避難時の飼い主の守るべき義務であるしつけや食事、排せつ物の処理用品の準備などについて周知してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 静岡県衛生課動物愛護班の鶴沼洋二主任は、飼い主にとってペットは家族同然、安心してペットと暮らせる避難所を目指したいと語っており、今後南海トラフ地震が発生した場合、同県内の避難所に最大約12万匹の犬や猫が避難すると想定されています。

2011年の東日本大震災では、ペットのにおいや鳴き声などが原因で、避難所でトラブルが続出しました。県は、こうした事態を防ぐため、15年に災害時における愛玩動物対策行動指針を制定、ペットの同行避難と保護管理を担う災害時動物愛護ボランティアリーダーの育成を始めました。

ボランティアリーダーは、災害発生時、避難所でペット連れの飼い主への指導やペットスペース運営の手助けを行い、飼い主と行政などとの仲介役となります。一方、平時は、飼い主のペットの防災対策について関心を高めてもらうため、市民講座や中学生対象の動物愛護教室、地域で行われる被災動物同行避難訓練などにスタッフとして参加をし、しつけや食料備蓄の大切さなどを訴えています。ボランティアリーダーになるには、県内自治体の推薦が必要で、行動指針に基づき保健所で3時間程度の座学と地域の被災動物同行避難訓練への参加が条件となります。本市においても、ボランティアリーダーの推進に力を入れてははいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） ボランティアリーダーの育成についてお答えいたします。

災害時には、当市の避難所運営マニュアルにありますように、市民全体による運営を目指しており、避難所内におけるペットの対応も含まれております。

しかしながら、実際に被災した場合、被災地域の住民というより、その周辺市町村であったり、遠方の動物愛護団体やNPO団体などが運営補助や支援を行っていることが多い状況です。以前、秋山議員の御質問にもありました熊本の益城のときにも、ピースウィンズ・ジャパンが入って、同行避難のためのテントを用意したというような例もありますので、ああいったケースが多いように思います。

もし仮に、牛久市が災害に見舞われた場合、ボランティアリーダー自身も被災者として避難することとなり、避難所内での飼い主への指導や運営補助に主導的に当たることは極めて困難な状況にあると考えられることから、県内外の各種団体等や獣医師との連携、協力体制の構築を検討してまいりたいと存じます。

なお、先ほども答弁いたしましたが、同行避難をする際の注意点や日ごろからのしつけを行うことで問題なく避難できるという点から、平時における飼い主に対するペットの防災対策や避難訓練時における指導的役割を担っていただけるボランティアリーダーの存在は大いに心強く感じるところでございます。

現在活動中の動物共生協力員がリーダー的役割を担えるよう支援するとともに、災害時のみならず、日常におけるボランティアの育成も重要であると考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 環境省は10月から災害時の避難方法などをまとめた飼い主向けの冊子、こちらです。ね、「災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン」を都道府県や政令市、中核

市に配布いたしました。牛久市の担当課のほうにもこれは渡っていると思います。ぜひ、今後、非常に見やすい冊子となっていますので、活用していただきたいと思っています。

続きまして、ごみの再資源化、発生抑制の推進について伺います。

現在、世界で大きな問題として取り上げられているのが、プラスチックのごみによる海洋汚染であります。プラスチックは、レジ袋や容器、ストローなどさまざまな製品に利用されております。これらは、リサイクルしているものもありますが、ストローのような小さなものはリサイクルしづらく、使い捨てのごみとなってしまいます。そして、ごみとなったプラスチックは、年間800万トンほど海に流出していると言われます。

海に流出したプラスチックは、塩分や紫外線などで細かく分解され、最終的に0.5ミリ以下、重さ0.1ミリグラム以下の小さなマイクロチップとなり、海に残り続けてしまいます。余りに小さいので改修するのが難しい上に、魚たちが餌と間違えて食べてしまうことも多く、海を汚してしまうだけでなく、魚にも悪影響を及ぼしています。また、年間800万トンという流出量を鑑みると、2050年には海に流れるプラスチックの量が魚の総重量を上回ってしまうという、そういう予測も出ており、環境問題、生態系での被害は甚大であります。早急な対策が求められております。

そこで、スターバックスやマクドナルド、ガストなどの大手飲食店を中心に、プラスチック製ストローを廃止する動きが広がっています。例えば、スターバックスではふたを工夫しストローなしでも飲めるように容器を改良する、マクドナルドでは紙製のもので代用、またすかいらーくホールディングスではドリンクバーのストロー設置をストップします。また、食品ロス削減のため、ドギーバッグを活用する動きもあります。このように、企業でもゼロミッションを掲げ、ごみを排出しない活動が活発となっています。

また、環境省では、来年度から植物を原料とするバイオプラスチックを使った製品を開発する企業や紙に切りかえて製品をつくる企業に対する補助制度を設ける方針を決めており、ますますこうした動きが表に見える形に出てくるのだと思います。環境問題の課題として大きくクローズアップされているごみ問題は、個人の意識を変えることが大事であると思います。今の現状では今後大変なことになることを意識しなくてはなりません。まず、ごみの量を減らすことから始めましょう。

また、ごみ問題の現状として、ごみの量を減らすためにも、販売する段階から可燃ごみだけで梱包するなどの工夫もされているのが現状です。本市においては、分別なども積極的に行っておりますが、分別収集を行っていても、いまだに分別せずにごみとして出しているという人はいるので、この現状は何とかなければ、せっかく分別している人たちのごみ問題への取り組みが意味のないものになってしまうこととなります。まぜればごみ、分ければ資源という言葉があるように、リサイクルできるものをきちんと分別することが大切です。

そこでお伺いいたします。

本市のリサイクル率をお示してください。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） リサイクル率についてお答えいたします。

まず、リサイクル率の算定方法についてですが、リサイクル率とは、直接紙間屋へ売却する古紙等の資源物の重量と、牛久クリーンセンターにて中間処理するペットボトル、瓶、缶等の資源物の重量との合計値を、資源物を含めたごみ総排出量で除した値を百分率であらわしたものでございます。

資源化の具体的な流れについてでございますが、まずごみ集積所や行政区リサイクル等の集団回収により資源物として出された新聞、雑誌、雑誌、段ボール、牛乳パックの古紙及び古布は牛久クリーンセンターに搬入せず、直接買い取り業者である紙間屋に搬入しております。

木くずにつきましては、牛久市内にある中間処理施設へ直接搬入し、木質チップとして資源化しております。

また、それ以外のペットボトル、瓶、缶、白色トレイ、白色発泡スチロールのプラスチックの資源物につきましては、牛久クリーンセンター内の資源化施設にて分別し、圧縮等の中間処理を行った後、ペットボトルは再商品化する事業者へ引き渡ししており、また瓶、プラスチックにつきましては、買い取り業者に売却しております。

使用済み小型家電につきましては、市内11カ所で拠点回収し、牛久クリーンセンターにおいて3種類に分別を行い、小型家電リサイクル法の認定を受けた業者へ売却しております。

不燃ごみにつきましては、破碎後に金属くず、可燃ごみに分別し、焼却後の鉄くずについても選別を行った後、買い取り業者へ引き渡し資源化をしているところでございます。

近年のリサイクル率につきましては、平成27年度が19%、28年度が18.8%、29年度が18%と少しずつ減る傾向にございます。その要因としましては、近年のインターネットの普及により、情報の交換手段が紙媒体から電子媒体にシフトしているため、資源化量の約40%を占める古紙類のうち、新聞、雑誌が平成27年度2,429トンであったものが、平成29年度は2,096トンと大きく減少したことによるものと考えております。

なお、ごみの減量につきましては、9月1日号の広報うしくに、「みんなでやろうごみ減量プロジェクト」特集を掲載し、またエコフェスタやかっぱ祭り等のイベントにて市民の皆様にごみ減量等の呼びかけを実施しております。

今後につきましても、引き続きごみの減量、リサイクル率向上に努めてまいります所存でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 人口の増加に伴い、可燃ごみを初めとするごみの排出量は増加傾向にあります。それにより、処理費用の負担額の増が問題かと思いますが、推移をお示しください。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） ごみの収集運搬から牛久クリーンセンターでの中間処理、灰の最終処分まで含めたごみ処理全体経費は、平成26年度は約11億2,400万円、平成27年度は約12億7,400万円、平成28年度は13億5,200万円、そして、昨年平成29年度は約17億3,700万円と増加しております。

牛久クリーンセンターは、平成11年5月に竣工して以来、部分的な修繕補修を行いながら、本日まで安定したごみ処理を行ってまいりました。しかし、稼働から20年が経過し、老朽化に伴う施設の更新を行わなければならない時期となり、牛久市では、平成26年3月に施設全体の長寿命化計画を策定し、現施設を2033年度まで稼働するための基幹的設備改良工事を平成27年度から31年度までの5年間にかけて実施しているところでございます。

この基幹的設備改良工事費分がふえたことにより、1トン当たりへ換算した経費は、平成26年度4万2,800円に対し、平成29年度は6万6,900円と増加している状況でございます。

なお、本工事は二酸化炭素排出抑制対象事業費交付金を活用して実施しており、工事完了後の二酸化炭素排出量を現行の設備に対し118.7トン、3%以上を削減することができる計画となっており、市のCO<sub>2</sub>削減計画の一助になっております。

近年のごみ総排出量は、平成26年度2万9,399トン、平成27年度2万9,391トン、平成28年度2万9,073トン、そして平成29年度は2万8,536トンと減少傾向を示しており、排出量の減少に伴い、ごみの収集運搬経費、最終処分経費も減少している状況でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） ごみ問題の現状として、日本は便利になり過ぎたために物を大事にしないということも挙げられます。昭和や戦後の日本では、物不足で物を大切に使うという習慣が自然と身につけていたが、今は少しお金を出せば手軽に物がいつでも手に入るという便利さ、豊かさから物を大切にしないという人がふえているのです。それがごみ問題にも影響を与えていると言われます。便利で暮らしやすいということはとてもいいことですが、それがごみ問題につながっていることに気がついていない人が多いのが現状であります。

ごみの減量、資源化に関しては、3R運動、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リ

サイクル)が各地で展開されていますが、近年では不要なものをもらわない、買わないを加えた4R運動、さらに修理して使うを加えた5R運動も行われています。この取り組みについての市としての見解を伺います。

○議長(板倉 香君) 市長根本洋治君。

○市長(根本洋治君) 3Rとはリデュース(ごみを減らすこと)でございます、リユース(再利用する)、リサイクル(再び資源として利用する)の3つの英語の頭文字をあらわしたもので、この3つのRがごみできるだけ出さない循環型社会をつくるための基本理念でございます。

この3Rに加えて、不要なものは買わないリフューズ、修理して長く使い続けるリペアを加えた5Rという言い方もございます。牛久市では、リフューズ、リペアは出すごみを減らすこと、リデュースを実現するための手法としていることから3Rをごみ減量の取り組み理念の柱として実行しているところでございます。

3Rの取り組みといたしましては、生ごみの水切りの徹底、買い物に行く前に冷蔵庫を確認し不要なものを買わない、マイバックは持参しレジ袋はもらわない取り組みや、ペットボトル、瓶、缶等のリサイクルを実施しており、そのほかとして生ごみ処理容器等の補助金制度を整備しております。この補助金制度においては、長く使用していただくため、ふたの交換や故障した場合の修理費に対して補助金を交付しているところでございます。

今後も、牛久市では3Rを基本理念として、市民の皆様が容易に取り組める具体的な行動例を示し、現在実施しているエコフェスタ、かっぱ祭りでの啓発活動を継続しながら、今後は新たなキャンペーン活動を実施する予定でございます。

また、ごみの減量に関する情報を定期的に広報うしく等に掲載することにより、ごみを減量することやリサイクルすることの必要性を周知してまいります。

ごみ減量は、ごみ処理経費を削減するばかりではなく、牛久クリーンセンターの処理施設の負担軽減にもつながり、施設の延命化を図るため、わかりやすい情報発信及び啓発を心がけ、循環型社会の構築に向けて取り組んでまいります。

○議長(板倉 香君) 秋山 泉君。

○2番(秋山 泉君) 本市は、焼却灰の最終処分場を有しないため、今後も複数の受け入れ先を確保するよう努力するとございます。現在の最終処分場と、またどのように努力をされているのかお伺いいたします。

○議長(板倉 香君) 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長(藤田 聡君) 焼却灰の最終処分場につきましてお答えいたします。

市内で発生した可燃ごみをクリーンセンターで焼却処理した際に発生する焼却灰は、平成27年度は3,002トン、平成28年度は2,848トン、平成29年度は2,740トンとなっております。



この焼却灰を処分するための最終処分場を牛久市は保有していないため、クリーンセンターが操業を開始した平成11年度は2カ所の最終処分場で処理を委託しておりました。現在は、県内で鹿嶋市、笠間市、北茨城市の3カ所と、県外では山形県米沢市、秋田県小坂町の2カ所、合計5カ所の最終処分場に処理を委託してございます。

可燃ごみをクリーンセンターで焼却処理すると、約10%が焼却灰として残ります。最終処分場を有しない牛久市では、常時発生する焼却灰を安定的に処理していく委託先の最終処分場が震災等の災害や処分場の施設の故障など、何らかの理由で使用できなくなる場合のリスクを想定しておかなければなりません。そのため、昨年最終処分場を有する自治体と焼却灰の持ち込み量の協議を行い、承諾を得た上で、立地条件の異なる5カ所の最終処分場を確保しております。

今後、委託先の処分場が使用できなくなった場合でも、クリーンセンターで発生した焼却灰が処分できなくなることがないように、5カ所の異なる所在の最終処分場の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 生活している以上はごみは必ず出るものでございます。ごみを減らしていくようそれぞれが自分のできることからトライをしていく。私自身も本当に紙切れ一枚、雑紙として袋に入れて土曜日に出しております。ごみとするか資源にするかはもうそれぞれその人にかかっているかなと思いますので、意識をしながら資源ごみにしていく、そういうふうに市民の方にも周知をお願いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、大きな2番目の質問、防災対策についてお伺いいたします。

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、津波、火山噴火等による災害が発生しやすい国土となっています。

昨年度は、平成29年7月、九州北部豪雨等により全国各地でさまざまな被害が生じました。また、本年度に入ってから、6月に大阪府北部の地震、7月には豪雨による被害が発生しております。こうした我が国の国土を鑑み、政府、地方公共団体等、防災関係主管を初め、広く国民が台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実、強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するよう、防災の日及び防災週間を設けていることとしています。

災害はいつどこで起こるかわかりません。そのために各自治体は災害に備え、日ごろどのような準備をしておくべきか、災害時に身を守るにはどう行動すべきか、そうした情報がコンパクトにまとめられている防災手帳を発行しています。自治体によって内容は異なりますが、個人の情報や家族の連絡先などが記入できるページ、地震に対する日常の10の備えと地震発生時の標準的な行動パターンなどが記載されたページ、

また自分の命を守るシェイクアウト、防災訓練、避難行動をする際のポイント、非常持ち出し品のチェックリストなどが盛り込まれています。お伺いしたところ、本市においては、防災手帳はないとのことですが、作成していない理由をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 市では、防災手帳という形態ではございませんが、牛久市暮らしの便利帳の中で、避難所マップや地震災害時における命を守る3つのポイントといたしまして、チェックシート形式での記事を掲載しているところでございます。

なお、記事の内容ですが、ポイント1では、日ごろの備えといたしまして、自宅の屋外、屋内別の地震対策を、ポイント2では、非常持ち出し品や備蓄品のリスト、さらにポイント3では、緊急地震速報が鳴ったり、揺れを感じたりした際の安全行動のとり方などを掲載し、ほかで作成されている防災手帳と同様の内容を含んでいるものでございます。

この市民便利帳は、市民生活に欠かせない情報を網羅しておりまして、防災も生活の一部であるとの認識によりまして作成しているものであります。3年に一度更新をし、全戸配付を実施しているほか、窓口にて転入者への配付も行っておりますので、単体での防災手帳につきましては作成していない状況でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 市民の方は、その暮らしの便利帳が防災手帳の役割を果たしているというそういう認識を持っているのでしょうか。次長はそう思われますか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 再度の質問にお答えします。

牛久市市民の便利帳につきましては、内容に全て目を通してしているかと聞かれると、そうでない方もいらっしゃるのかなと思います。そういう内容が網羅されているということは今後も啓発していきたいと思えます。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 市としては、せっかくいいものをつくっても宝の持ち腐れではありませんけれども、それに気がつかないというもったいないですので、周知をしていただきたいと思います。と思っています。

多くの自治体が作成している中、今御答弁を伺って、次の質問はきっと作成しないだろうなどは思いますが、あえてちょっとお伺いいたします。多くの自治体が作成している中、今後作成する、そう検討していらっしゃるのか、再度お伺いします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 防災手帳を初め、防災に関する啓発教材等は、公的機関や民間団体等を問わず多数作成されており、無料で容易に入手できる状況でございます。そのような中、市が独自に同様のものを作成し、あまねく配布するということよりも、今あるこれらの資源を最大限に活用し、効果的に学べる機会を設けることこそが重要であると考えております。

なお、市では、各地域で進めております避難所開設・運営訓練において、日本気象協会から御提供いただいている「トクする！防災チェックシート」や県が作成している防災啓発パンフレット「自分の身は自分で守る」等を参加者全員に配付しまして、ローリングストック法による備蓄を初め、個人や地域でできる防災対策についての講話を行っているところでございます。

訓練の参加者には、避難所での不便な生活を実感していただいていることから、同訓練での啓発活動は個人や地域での事前の防災対策がいかに必要であるかを御理解いただく絶好の機会であると捉えております。このように、今後とも利用可能な教材や資料等を積極的に活用し、さまざまな機会を通じて啓発活動に努めてまいり所存ですので、オリジナルの防災手帳の作成につきましては現在のところ予定しておりません。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） では、いろいろな災害を想定して、今後とも実施をしていただきたいと思います。続きまして、子供用の防災手帳についてお伺いいたします。

東京都教育委員会では、東日本大震災、熊本地震などの被害状況を踏まえ、都内の小学校の児童と保護者を対象に、親子防災体験を開催しております。これは、子供たちにも防災意識を高めてほしいとの取り組みであります。ここで活用されているのが、小学1年生から3年生向け、小学4年生から6年生向けにそれぞれつくられた防災ノートであります。また、中学生用、高校生用もあり、都内の全児童、全生徒に配付されています。

小学1年生から3年生のテーマは、こういうものになっています。これは、自分の命は自分で守る、自宅や出先、学校や通学途中で大地震や風水害に遭遇したときの対応策、学校や通学路や自宅の危険場所はどこなのかを親子で確認していただくこと、そういったことを促す内容になっています。また、小学4年生から6年生は、こちらですね。自分の命を守り、身近な人を守るであります。ここでは、災害によって避難所に移ることになった場合を想定し、避難所の所在地と避難所で過ごす際の注意点、自分でもできる役割、ほかの避難者とのかかわり方などを学びます。大人の防災意識を高めるには、子供から伝えることが有効的であるということでもあります。

釜石の奇跡と言われる防災教育を進めてこられた群馬大学の片田教授は、津波てんでんこの教訓に基づき、津波からの避難訓練を8年間重ねてこられました。先日も、取手市において先生の講演会が開催されました。

東日本大震災では、岩手県釜石市の小中学校では、全児童生徒約3,000人が即座に避難、生存率99.8%というすばらしい成果を上げられました。釜石市北部に位置し、海拔約3メートルの川沿いの低地に建っている釜石東中学校では、副校長が校庭に出始めた生徒たちに、避難所へ走れ、点呼などたなくていい、逃げろ、走れと懸命に指示し、全員が避難所へと駆け出しました。

一方、隣の鶴住居小学校では、耐震補強も終わったばかりのコンクリート造り3階建ての校舎で、雪も降っていたことから当初は児童を3階に集めようとしたのですが、津波が来るぞと叫びながら走ってくる中学生らを見て避難所行きを即断、そのとき保護者数人が児童を引き取りに来ており、一緒に避難することを勧めましたが、一人は児童を連れて帰宅し津波の犠牲になってしまいました。小中学生約600人は、避難所の福祉施設に到着しましたが、裏手の崖が崩れそうになったため、中学生がもっと高台への移動を提案、さらに約400メートル離れた標高30メートルの介護施設へ避難しました。その直後、津波遡上高は20メートルに達し、福祉施設は水没、津波でんでんこの教訓と防災意識の高い中学生の冷静な状況判断が多くの命を間一髪で見事に救う結果となりました。

片田教授は、今の子供たちが防災教育を受け、10年、20年たったら大人になり、そして親になる。だからこそ、防災教育が重要だと言われました。

そこでお伺いいたします。

子供用防災手帳や防災ノートは大変に有効なものであると考えます。子供用防災手帳の効果と作成についてのお考えを、災害対策の視点からお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 御質問にございました釜石の奇跡の実例のとおり、有事の際に瞬時に危険回避行動をとることを子供たちに身につけてもらうことは非常に重要です。

しかし、津波のように、とにかく高台に逃げるといった一様の行動が必要な場合もあれば、その瞬間に置かれた状況により、臨機応変な行動が求められる場合もございます。したがって、学校等での画一的な教育も必要とは存じますが、本来の防災教育のあるべき姿とは、やはりそれぞれの家庭での教育や日々の実践により、子供の防災能力を少しずつ育むことであると考えております。

災害時・平常時を問わず、どのような場所に危険が潜んでいるのか、また突発的な危険に対してどのように対処すればよいのかなど、日常生活のさまざまな場面において親子で確認し合うことがとても重要です。なお、その一環として、子供用の防災手帳や防災ノートを活用することは、災害対策の視点といたしましても一定の効果があるものと考えます

先ほどの答弁と同様に、子供用の防災手帳等も無料で容易に入手できることから、市独自のものを作成する考えはございませんが、豊富に存在する教材や資料等を各家庭で上手に活用していただくことを含め、家

庭における防災教育が実践されるよう、今後ともさまざまな機会を通じて啓発してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番（秋山 泉君） 今の御答弁の中で、日常生活の中で親子で話し合うことが大切であるとおっしゃいました。そのもととなる教材みたいなものは私は必要であると思います。何をもとに親子で話し合うのかと漠然とするのではなく、一つの話の取っかかりではないですけれども、親子で話を進めていく上では私は非常に重要なものであるのではないかなと考えます。

それでは、防災教育を進めるための教材として、教育委員会の御見解をお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 小中学校の防災教育は、地震、火災、不審者などを想定した避難訓練のほか、社会、理科、保健体育、家庭といった教科指導で、教科書の教材を使って行われています。小学校3・4年生の社会は、特に防災について教科書のほかに「わたしたちの牛久」という副読本を教材として使っています。

ここでは、「くらしを守る」ために、火災や地震、風水害が起こった際の対応やその蓄えについて学びます。常設消防及び消防団の仕事や学校や家の周りにある消防設備、地震対策としての「牛久市ゆれやすさ防災マップ」や「備蓄品・非常持ち出し品チェックリスト」についてなどを学びます。さらには、地域の方々がボランティアで地域のパトロールをしてくれることなどを学びます。その発展として、子供たちは地域の方々と一緒になって身近な地域を回る防災探検隊の活動を行い、防災マップをつくっています。

また、教材の活用ということではありませんが、防災教育の実践はさまざまな学校で取り組んでいます。牛久一中では、今年度は県が行う地域と学校が連携した防災教育事業のモデル校となり、6月には1年生が牛久消防署の指導のもと、AEDを利用した救命救急訓練を実施しました。また、夏休み明けには、岡田小と牛久一中が合同で、地震発生で通信手段が使えず自動車の使用ができないという想定での避難訓練と引き渡し訓練を実施しました。そして、10月には、代表生徒30名ほどが牛久一中体育館での避難所設営訓練に地域の方々とともに参加しました。また、南中の緑ヶ丘地区では、生徒が大人の方と一緒に夜のパトロールを行いました。

このように、議員が御提案の防災手帳のような資料を用いての防災教育は行っておりませんが、さまざまな形で地域の実情に即した防災教育を行っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 秋山 泉君。

○2番(秋山 泉君) それでは、今御答弁いただきましたけれども、このような防災手帳のような資料を用いての教育はされないということで理解をいたしました。

本当に牛久市は、海もなければ大きな河川もない、大きな山もなくて山崩れの心配もない、本当に緊急性があるそういう災害というものはないとは思いますが、また防災手帳が全てだとは私も言いません。ただ、もう本当にいろんな形でその子供たちへの防災教育を推進していただきたい。机上の空論になるのではなくて、いざというときに学んだことが実を結ぶような、そういう教育を実施していただきたいと、そう私から切のお願いでございます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(板倉 香君) 以上で2番秋山 泉君の一般質問は終了いたしました。

ここで10番市川圭一君が入場いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

午後2時01分休憩

---

午後2時17分開議

○議長(板倉 香君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番守屋常雄君。

[5番守屋常雄君登壇]

○5番(守屋常雄君) 5番、雄徳クラブの守屋でございます。

午後のちょっと疲れたときなんですけれども、早目に終わらせますので、ひとつよろしく願いいたします。

本日の質問は、最初2問考えていたんですけれども、ちょっと勉強不足で1問質問できなくなりましたので、1問だけ質問させていただきます。

1問だけですけれども、最初に、保育園の待機児童の問題について質問させていただきます。

現在、牛久市の待機児童はゼロ歳児から2歳児が一番多いとのことなんですけれども、この件については本当にそういう状態になっていますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(板倉 香君) 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長(川上秀知君) 牛久市の待機児童数は12月1日現在、国の統計基準では130名で、年齢別では、ゼロ歳児が62名、1歳児が29名、2歳児が36名、3歳児が3名と低年齢児で占められており、4歳児、5歳児での待機はおりません。

待機児童の発生する要因は、施設の受け皿不足と保育士の不足による受け入れ人数の制限と考えております。130名の待機児童のうち、84名は施設の受け皿不足、46名は保育士不足による受け入れ人数の制限によるものとなっております。これら2つの原因を早期に解消してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） 保育士が不足したことも関係があるとのことですが、ちょっと視点を変えて、正規保育士の賃金アップと、それとあと私がちょっと問題だなと思っているのは、非正規雇用の保育士の中でフルタイムで働く保育士さんの賃金アップはできたんでしょうか。その点をお答えいただきたいと思えます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 保育士不足の原因は、責任の重い、非常に忙しい業務内容であること、そして賃金が低いことにあると言われております。

現在、労働環境の改善や賃金の改善の取り組みが各種行われております。賃金の改善としましては、運営費用として施設が受け取る給付費において、賃金の改善に対する費用として、平成29年度は市内各施設に対して1億5,748万6,371円、職員1人当たりいたしますと約47万円が支払われているという状況でございます。

また、牛久市では独自に今年度から、市内民間保育施設に勤務する常勤の保育士等を対象に、月額1万5,000円の処遇改善補助金を実施しております。補助対象者を保育士等の常勤職員としましたのは、常勤職員がふえることで安定した保育環境を確保することを期待したのですが、保育施設には、常勤の保育士のみではなく、非常勤のフルタイム勤務の保育士、パートタイムの保育士等の多数の職員が勤務されており、各施設からは非常勤職員に対する補助の拡大の要望も寄せられておりますので、効果等の検証を行い、制度の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） この件は大事なことだと思うんですけども、ちょっともう一回だけ質問させていただきますけれども、やっぱりほかの市、ちょっとそれなりに私のほうで調べたんですけども、やはりパートタイムの保育士さんが結構多いのが現状なんですよね。それで、やはりパートタイムの保育士さんの要するに日ごろもらっているお給料、これを上げようということで上げたところもありますけれども、うちの牛久市としては、そこまでは必要ないわけですかね。それをちょっともう一度お聞きしたいんですが。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま議員から御質問がございました非常勤の保育士に対する処遇改善の一つとして、賃金の問題がございます。これは、これまでも議会において御質問があったことございまして、担当いたしましたも、現状の確認等も行わせていただいております。正規職員に対しましては、今般先ほど申しましたとおり、月額1万5,000円の処遇改善を単独、牛久市の独自として実施させていただきました。これに対する効果につきましても、各園にアンケートをとらせていただいたところ、ほぼほとんどの園が職員をとどめることに対する、あるいはよそから入ってきていただくことに対する効果が非常に大きかったという御意見が寄せられておると、一方でただいま議員の御質問にございます非常勤職員に対する要望というのをおわせて寄せられているという状況でございます。

こういったことも踏まえて、先ほども御答弁させていただきましたとおり、今後の保育士不足に対する対応をどう改善を図っていったらいいのかという検討を今している段階でございます。いずれにしても、国でも根本的には全体の保育士に対する給与が改善されると、要するに地域のそれぞれの地域間格差を生むような競争をそれぞれの市町村でするのではなく、これは県の市長会を通じてうちの市長からも提起していただいて、県を通じて国のほうにも要望させていただいておりますが、そもそもの保育士の給与を上げていただくということがそのベースにあるんだということを踏まえながら、そういった問題も踏まえて非常勤職員の賃金改善というのがあるべきことも検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） 大変ありがとうございます。牛久市は独自の形でやっている面もあると思いますので、ひとつ頑張ってくださいと思いますので、よろしくをお願いします。

3つ目の質問なんですけれども、漏れ聞くと、来年からは何件かの保育園がふえるとのことなんですけれども、非常にそれはそれで喜ばしいんですが、それで親御さんが場所を選ばなければ、全員入園できるレベルにそれであるのでしょうか。あと何人の保育士さんが正職、非正規を問わずに必要な人数が要するのか、いろいろなアンケートの分析をとっていると思いますけれども、お答えできればお願いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 平成30年度に2件の施設整備を行ってございました。フレンド幼稚園が園舎の建てかえにあわせて認定こども園に運営形態を変更し、ゼロ歳児3名、1歳児から5歳児の各年齢において15名の合計78名の保育利用児の受け入れが拡大されます。また、田宮町にゼロ歳児3名、1歳児、2歳児各8名の合計19名の小規模保育施設、仮称でございますが、せいけい保育園の整備を進めております。2件の施設の整備により、合計97名の定員増を図っております。

また、保育士の不足人数でございますが、12月1日現在、5つの施設で13名の保育士が不足しており



ます。46名の児童が受け入れ制限により待機となっております。

施設整備において待機児童は減ったと思われませんが、解消するまでは至っておりません。各施設においての保育士が確保され、受け入れ制限が解消された場合には、今年度の施設整備により待機児童は大きく減少しますので、保育士が不足する施設に対し、早期に保育士を確保していただき、利用定員までの受け入れ体制を整えるよう指導しているところでございます。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） ありがとうございます。かなり来年にはよくなると思いますので、期待しております。

最後の質問なんですけれども、よくある話で、親御さんの職場に再復帰、これは女性の方だと思いますけれども、再復帰する期間の都合で待機児童としてカウントしているということはないのでしょうか。全国的に今待機児童を減らすための方策を各地でいろいろ考えていると思うんですけれども、何か新聞紙上で見ると一向に減らないというような状況になっているみたいなんですけれども、このような親御さんの考えもあるんじゃないかと思うんですが、その点はどうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 育児・介護休業法は、育児休業を取得できる期間を原則子供が1歳になるまでと定めており、保育園に預けることができないなどの理由がある場合には、最長2歳になるまで延長できることとなっております。育休延長の手続の際、保育園の入園保留通知書を延長理由の確認書類として提出する必要があります。

入園保留通知を得るために、保育園の利用を希望しない保護者が申し込みをするケースがあるのではないかと御質問でございますが、保育園の利用申し込みにおいて、募集のない園を選んでいても、育休の延長を希望しての選択なのか、その園の利用を強く望んでの選択なのかの判断は難しいところでございます。育休の延長を希望して保育園の利用申し込みを行った方が、利用調整において入園が決まる場合もあり、本来、利用を希望する方が不利益をこうむるケースも生じていると推測されます。保育園の利用申請を受ける際、育児休業の延長も検討されている方には、延長した際には保育園の利用申請を取り下げさせていただきようお願いをしております。

現在、国において、この状況の対応策といたしまして、保育園の利用申請の際に、保護者の意向を確認することで保育ニーズの高い保護者が優先的に選ばれるよう対応方針を検討しておりますので、その結果を受け、市の手続を変更してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 守屋常雄君。

○5番（守屋常雄君） どうもありがとうございました。

何かことし結構待機児童が出てしまって非常に心配していたんですが、市のほうもいろいろ頑張ってもらいましてありがとうございます。いろいろ幼児教育というのはこれから悩みが尽きないことがたくさんあると思うんですけども、充実のために頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

これにて私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で5番守屋常雄君の一般質問は終了いたしました。

次に、13番山本伸子君。

〔13番山本伸子君登壇〕

○13番（山本伸子君） 皆様、こんにちは。山本伸子でございます。

今回は、2項目の質問です。どうぞよろしくお願いいたします。

1問目は、景観計画から見る牛久沼周辺地区について質問いたします。

その前提として、牛久市の景観計画、景観まちづくり条例が平成19年に施行された背景、またその趣旨をお尋ねいたします。

また、これと同時に、牛久市は景観行政団体となっております。県内では当時、水戸市、つくば市など5市が景観行政団体となったということですが、団体となったことでの市の役割はどのようなものをあわせて伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 平成17年に景観法が施行となり、景観法はこれまで全国的に一律の基準によって行われ、地域のよさを生かせず、画一的になされることが多かったまちづくりへの反省から、地域の特性に応じて独自に景観行政を推進する基盤を整えたものです。

牛久市は、平成19年4月1日に茨城県知事の同意を得て景観行政団体となり、本市の特性に即した適切な景観、規制措置をとることができるようになりました。平成22年には景観計画を策定し、この景観計画に定められた内容について、景観法の規定を補完しながら、法的拘束力を持たせるために、景観まちづくり条例を施行いたしました。

また、御質問の景観行政団体になったことによる市の役割につきましては、景観法の規定により、景観行政団体は景観計画を策定することができるようになります。景観計画は、魅力ある地域の景観を市民や事業者、行政が協働して守り、そして愛着の持てる美しい景観を育てていくための指針であり、景観計画区域を定め、その区域における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観形成のため、一定の行為に対する届け出の基準等についても定めております。

市の役割といたしましては、市民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図

ることにより、地域の身近な景観に関心を持っていただき、連携協働による良好な景観まちづくりを推進することができるものと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 計画では、市内において、特に良好な景観づくりを図るための第1次重点地区として5地区が指定されております。その一つが牛久沼周辺地区で、牛久沼を囲む緑あふれる環境の約70ヘクタールとなっております。この地区を重点地区として指定した経緯と、指定した後、方針に従ってどのような整備がされたのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 牛久沼周辺地区は、牛久沼やこれを取り巻く山林や農地の豊かな緑が広がっており、本市のみならず、広域的に貴重な景観となっております。また、首都圏近郊緑地保全区域としても位置づけられており、自然景観を損ねることがないように建築物や工作物に配慮し、これらの自然環境を保全していくため、牛久市景観計画では、本地区を重点地区として指定しております。

また、御質問の方針に従ってどのような整備がされたのかについてですが、国の社会資本整備総合交付金事業により、牛久市観光アヤメ園の展望台のあるトイレや牛久沼周辺の桜並木、かっぱの碑周辺散策路を整備したかっぱの小径、牛久城址内散策路など、牛久沼周辺の豊かな自然を利用した観光拠点の整備を実施してまいりました。

さらに、現在、「仮称 住井すゑ記念館」の整備に向け、基本計画策定及び基本設計業務を進めているところです。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） この景観計画に示されている広域図を見ますと、先ほど御答弁にもありました首都圏近郊緑地保全区域、ここと景観区域とは一部重なっておりますが、城中地区の集落及び新地地区の沼沿岸の周辺以外は指定されておられません。しかしながら、景観を守るという視点で広く捉えた場合、これらの地区も含め一体的に重点地区とする考え方ができるのではないかと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 牛久市景観計画では、牛久沼周辺地区のほか、遠山地区、結束地区、シャトー周辺地区、牛久駅周辺地区の5つを重点地区として指定しております。この指定の経緯としましては、牛久市の景観特性や景観計画の策定当時に実施した市民アンケートや市民によるワークショップなどをもとに、第1次重点地区として指定したものです。

御質問にありますとおり、一体的に重点地区とする考え方もあるのではないかとのことではありますが、この牛久沼周辺地区は、牛久沼は遠く富士山も望める広大な水面を緑が囲み、周囲には小川芋銭記念館として公開されている雲魚亭や牛久城址、アヤメ園など多くの人々が憩いの場としているほか、田園地帯の景観は遺跡や伝説など非常に古い歴史も有し、地域の住民生活に根づいて継承されている貴重な場所と認識しております。

このようなすばらしい景観はまだたくさん残されているものと思います。今後、第1次重点地区以外の地区におきましても、市民の皆さんからの提案等に基づき、重点地区の見直し・追加指定の検討を順次進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 続いて、牛久沼周辺首長会議の進捗と牛久沼トレイルの具現化に向けて伺います。

牛久沼を活用して、周辺地域の活性化を図ろうと、平成29年7月に発足した牛久沼周辺首長会議、通称牛久沼サミットは、8月1日に今年度初の会合があったと伺っておりますが、どのような話し合いが行われたのでしょうか。

また、今年度2月に行われた事務レベル会議、この幹事会では龍ヶ崎市が策定した牛久沼観光地構想、この説明があったということです。これは、龍ヶ崎市が策定した構想ではありますが、牛久沼を囲む周辺自治体の一つとして、牛久市の占める役割は大きなものがあるところと考えるところです。その中で牛久市の役割を執行部としてはどのように捉えているのかをお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 豊かな自然が残る貴重な地域資源である牛久沼を活用し、周辺地域の魅力向上、交流人口の拡充や地域経済の活性化を図る広域的なまちづくりを推進することを目的に、平成29年7月に牛久沼周辺首長会議、私がかっぱ会議と申しておりますが、発足いたしました。

平成30年8月には第2回目の会議が開催され、牛久沼観光地構想について、北山総合研究所代表北山孝雄氏より説明がありました。首長たちからの水辺でのにぎわいづくりの成功例や牛久沼周辺の団体や環境関係の協議会と連携し、国、県との協働の働きかけ、インバウンド対策、閑散期対策など、さまざまな意見、質問が出されました。具体的な活用に向けての方向性が整うまでには至っておりません。

この質問の牛久市の役割についてでございますが、平成30年第2回定例会において、柳井議員の御質問にお答えしたとおり、牛久市ではこれまで牛久沼水際線計画に準じた牛久沼沿い観光整備計画を策定し、観光アヤメ園の拡張やトイレの建てかえ、散策路「牛久沼かっぱの小径」などの整備を行い、牛久沼周辺環境整備にこれまで約1億2,000万円を投じてまいりました。当市は、牛久沼の活用について、役割を十分

に果たしてきたと自負しております。

さらには、今後の牛久沼の活用を広域で連携し、周辺5市1町の足並みがそろい、それぞれが応分の役割を果たすことが前提で、そしてその河川管理者である茨城県の関与も欠かせないと考えております。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 龍ヶ崎市が2020年に開業する道の駅、これは民間が指定管理者として選定され、年間来場者は70万人、売上高は7億8,000万円を目指すということです。選定された民間企業は、年間140万人が訪れる宇都宮市の道の駅も運営している実績があるとのことで、そのことも選定された理由と言われております。この70万人と想定される人たちが道の駅にとどまるだけでなく、牛久沼を周遊して牛久市のかっぱの小径やアヤマ園から谷田川を通り、つくば市へと続く流れをつくることは、周辺自治体の活性化につなげていくために牛久市が積極的に取り組む事業であると考えます。いわゆる、牛久沼トレイルと言われる自然散策ルートについて、牛久市はどのような構想を持っているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 御質問にお答えいたします。

牛久市第3次総合計画後期基本計画第5章第3節に、牛久城址などの歴史・文化遺産を継承ポイントとして活用することや、牛久沼周辺の自然資源、史跡を有機的に結びつけた散策路を整備し、河川や遊歩道と連携した水と緑のネットワークを形成するとうたわれております。

御質問の、来年度開業を目指している龍ヶ崎市の道の駅来場者を牛久市へと呼び込むことについてでございますが、当市がこれまで整備してきました城中地区を含む牛久沼周辺や、今後整備予定の住井すゑ記念館、これらの場所にどのように道の駅の来場者を回遊させるかが課題であると考えております。

道の駅において、周辺観光情報をどのように見せるかはまだ明確ではございませんが、映像や周辺マップなど各種媒体を製作することも想定されますので、観光担当課、文化財担当課、広報担当課と協議、準備を始めていきたいと考えております。

牛久沼周辺には、たくさんの魅力あふれるものがあり、それらをどのように知らせて来ていただくのか、インフラや公共交通も含めて、総合的にプロモーションしていかなければなりません。

今後策定する第4次総合計画において、牛久沼周辺の自然資源と歴史・文化遺産を今まで以上に連携、連動させた活用については検討していかなければならない課題であると認識しております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、次は、国道6号バイパスと景観との調和について質問いたします。

去る10月4日、6日の2日間、国道6号牛久土浦バイパスの城中から新地にかけての3キロメートルの

区間に関して、周辺地区の住民説明会が開催されましたが、その際の疑問点なども含め質問してまいります。

まず初めに、昨年度の事業化区域の遠山から城中地区の1.3キロメートル、ここにおいて行われた事業内容と特に地盤改良と埋蔵文化財調査の進捗状況について伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 国道6号牛久土浦バイパスは、牛久市遠山町から土浦市中までの延長15.3キロメートルのバイパスです。そのうち圏央道つくば牛久インターチェンジ前後の3.9キロメートルの区間につきましては、既に暫定2車線で開通しております。

御質問のバイパスの起点である牛久市遠山町から城中町の1.3キロメートルの事業化区間につきましては、暫定2車線での整備を進めているところですが、用地買収もほぼ完了し、昨年度に引き続き、埋蔵文化財調査、地盤改良工事、根古屋川をまたぐ橋梁の下部工事が進められており、現道の国道6号からも着々と橋梁工事が進んできている様子がかがえると思います。

地盤改良と埋蔵文化財調査の内容と進捗状況ですが、まず地盤改良については、盛り土部等において、セメント系固化材を混合する地盤改良工事を鋭意施工中であると伺っております。これは、一般的に使用されているセメントと土を混合して地盤改良を行うものであり、この周辺の環境に影響を与えることはないものと考えております。

また、埋蔵文化財調査については、小馬様台遺跡及び山王前遺跡の本調査を実施中です。調査面積は、小馬様台遺跡が約4,000平方メートル、山王前遺跡が約8,000平方メートルであり、いずれの遺跡も本年度中に現地での発掘調査を完了する予定と聞いております。

埋蔵文化財の状況につきましては、小馬様台遺跡にて、古墳時代後期（約1,400年前）のものと考えられる直径約20メートルの古墳群が発掘されております。山王前遺跡では、竪穴建物跡や炉穴等が確認されており、約7,000年前に集落があったと見られるとのこと。なお、埋蔵文化財は、茨城県教育財団が整理した後、牛久市に譲与される見込みと伺っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 去る2日、今御答弁にもありましたこの山王前遺跡で現地説明会がありました。7,000年前の調理場、縄文時代初期ですね、この調理場とも言える炉穴、あと竪穴式の住居跡などが発見されたと報道されたこともあり、190名の参加者がありました。この遺跡は、調査が終わるとバイパス工事のため造成されますが、説明に当たった県教育財団の方は、この城中地区に縄文時代の人たちの豊かな営みがあったということを参加された皆さんが語りつないでいただければ私たちもうれしく思いますと話されました。

公共工事の名のもとに、こうした遺跡が保存されずなくなってしまうわけですが、市として貴重な歴史的な遺産とも言えるこれらの遺跡を今後の世代に引き継いでいくために、どのような取り組みをしていくのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

現在、牛久市内で出動しました埋蔵文化財資料につきましては、牛久第二中学校の旧 棟及び岡田小学校の旧第一幼稚園プレハブ園舎で遺跡ごとに収納箱に整理した状態で保管しておりまして、今回の山王前遺跡、小馬様台遺跡から出土した埋蔵文化財資料につきましても同様に保管をしていく予定であります。

活用につきましては、牛久市内には博物館や資料館がございませんので、広く周知活用することは難しいわけですが、かっぱの里生涯学習センター内のかっぱの里ギャラリーでの展示、あるいは市広報紙1日号で隔月に掲載をしております牛久のお宝コーナーなどで取り上げるとともに、牛久歴史リレー講座や行政出前事業など、可能な限り出土した埋蔵文化財資料の活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 今回の区間は、景観重点地区にも近く、ゆえに景観計画にも牛久土浦バイパスの整備に関しては、関係機関に対し積極的な要請を図りながら、牛久沼及びその周辺の自然環境と調和する景観の形成に努めると記載されております。

さきの説明会においても、市民からは市道23号線ができれば渋滞は緩和されるのではないかと、この地域は近隣市民の散策路にもなっている、バイパスができることによる騒音などが懸念されるなどの意見がありました。

計画図を見ますと、バイパスは三日月橋生涯学習センターの裏を通過して、稲荷川を渡り、その後は新地町地区を稲荷川に沿って続くようになっております。今回はその地区の測量調査と地質調査ということですが、地質については、稲荷川土地改良区の2カ所で調査予定と説明を受けました。しかし、示された2カ所の地質は、改良前は浮田があった場所ですので、極めて軟弱であると想定される場所です。恐らく地盤改良の必要があるかもしれないとの説明でしたが、それに伴う周りへの環境も含めた影響はどうか。また、地盤が弱い場合は、盛り土ではなく、高架になる可能性が高いとの説明も受けました。そうなった場合の景観との調和をどうお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 先ほどお答えしました1.3キロメートルの区間に続く牛久市城中町からつくば市高崎までの5.5キロメートルの区間につきましては、本年4月に新規事業化となったところです。

この区間のうち、城中町地内から新地町地内の稲荷川沿いを計画している3キロメートルの区間が牛久市地内となっております。

国土交通省では、10月にこの区間における測量・地質説明会を開催し、地権者や地元住民の方々に御参加いただきました。

御質問の地盤改良に伴う周辺への環境も含めた影響につきましては、国土交通省からは、今後、測量・地質調査の結果に基づいて、地盤改良も含め道路設計を実施いたしますが、景観に配慮し、環境基準等を満足するよう設計を行ってまいりますとの回答でありました。

また、地盤が弱い場合は盛り土ではなく、高架になる可能性が高く、そうなった場合の景観との調和をどのように考えるかとの御質問であります。橋梁になるのか、盛り土になるか等の道路構造については、測量・地質調査の結果に基づき、今後関係機関との協議を進めながら道路設計を行い決定していくとの回答でありました。

景観との調和につきましては、国土交通省から、国土交通省所管公共工事における景観検討の基本方針（案）に基づき、適切に対応してまいりますとの回答をいただいております。牛久市からも道路設計等から工事完成に至るまで、牛久沼周辺地区の景観に配慮して事業を推進していただくよう要望しております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） この事業費ですけれども、平成28年度は8億4,000万円、平成29年度は28億300万円、こうなっておりますけれども、その内訳についてわかりましたらお示してください。

また、平成30年度のこの地質調査、測量調査に伴う予算は5,000万円となっておりますが、今後地盤改良、それから道路が高架になる場合の道路の建設費用、用地買収も含め、おおよそこれからどれくらいの費用がかかるのか、わかりましたらお示してください。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 事業費の主な内訳ですが、平成28年度は、工事費が約3億円、用地費及び補償費が約3億円、測量設計費が約2億円の合計8億4,000万円が牛久土浦バイパスの事業化区間全体の当初予算となっております。平成29年度は、工事費が約9億円、用地費及び補償費が約16億円、測量設計費が約3億円の合計が28億300万円となっております。

また、構造は今後決定していくものと思いますが、新規事業化されましたこの区間における用地買収も含めた道路の建設費用につきましては、約380億円と想定されていると伺っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。



○13番（山本伸子君） 10月の説明会の折にも、国道6号バイパスは渋滞の緩和と圏央道へのアクセスの強化、これを目的とした道路であるというお話でした。一方で、バイパスの予定地には、貴重な自然と里山の風景が残り、何代にもわたって営まれてきた生活があります。バイパスができることで、今までの生活に変容を求められる方々が存在するのは、経済性・効率性を求められる中でいたし方ないと一方的に片づけられるものではありません。予定地に当たる住民の思いをなおざりにすることなく、よりよい妥協点というか、解決策ですね、これを探る努力をしていただきたいと思います。これについては、また改めて質問してまいります。

次は、太陽光発電設備設置事業と景観との調和について伺います。

10月ごろ新地地区で太陽光パネルの設置事業者、こちらからパネルを設置するため土地を売りませんかと何軒かのお宅に郵便が届いたということです。内容を見ますと、パネル設置のための土地の売買だけではなく、発電設備に投資をして電気を売買し、そして利益を得るということまで書かれていました。再生可能エネルギーとして原子力にかわる電力とうたい、震災後あちらこちらで見られるようになった太陽光パネルですが、設置に伴う弊害も耳にいたします。

そこでまず、牛久市では、太陽光発電施設を設置する場合の取り決め、これはどうなっているのかを質問いたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 牛久市で、太陽光発電施設を設置する場合の取り決めといたしましては、茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づき、計画出力が50キロワット以上の場合には、担当課との事前相談、事前協議を行った上で、ガイドラインに基づく事業概要書を提出するよう指導しております。事前協議では、チェックリストに基づく関連法規の確認や所管する部署との協議の確認、また地元行政区長や近隣住民の方への説明についても指導し、報告書を事業概要書に添付することとしております。

出力が50キロワットに満たない場合でも、届け出が義務ではないだけであって、事前相談等を受けた事業者に対して、関係法令の遵守や施工に当たって配慮すべき事項、施設設置後の適切な維持管理等、県のガイドラインの内容に配慮した事業実施を指導しております。

なお、安全対策のためのフェンス設置と緊急連絡先等を明記した表示は最低限設置されるとともに、近隣住民と十分調整するよう働きかけております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 県のガイドラインに沿ってということでしたけれども、50キロワット以上では

事前相談、事前協議、また区長や近隣住民等への説明を行っているとのことでしたけれども、平成28年にこの取り決めができてから、牛久沼周辺地区で申請された件数はどれくらいあったのでしょうか。その際、区長や住民への説明はあったのかどうか。

また、今の御答弁では50キロワット以下では義務ではなく指導ということでしたけれども、これは任意であれば、市としては設置の把握は全てできるのかどうか。ちょっとそこら辺、確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

平成28年度のガイドライン制定後、牛久沼周辺の牛久市景観計画で重点地区となっている地区におきまして、出力50キロワット以上の太陽光発電施設の申請はありませんでした。なお、近隣では、平成29年度に新地町の台地上に面積2,320平方メートル、出力196キロワットの太陽光発電施設1カ所の申請がございました。区長や近隣住民の方への説明につきましては、事業概要書に添付された区長説明報告書、近隣住民等説明報告書にて確認しております。

続きまして、出力50キロワット未満の太陽光発電施設につきまして、市としてどのように把握しているかとの御質問ですが、事前に相談のない太陽光発電施設につきましては、関係する法令で届け出が必要なものについて、庁内各課との連携によりお互いに情報を共有することで把握するよう努めております。具体的に言いますと、都市計画課で所管する国土利用計画法に基づく利用目的審査表の届け出や牛久市緑の基本計画に基づく緑化計画、農業政策課で所管する森林法に基づく伐採届、農業委員会所管の農地法に基づく農地転用などの相談があった際に関係する各課に情報提供をいただくよう依頼し、目的を太陽光発電施設の設置としているものにつきましては、事業者から建築住宅課へ連絡をお願いしているところでございます。

出力50キロワット未満の太陽光施設につきましては届け出の義務がないため、市として全てを把握できていないことは認識しておりますが、地域や行政区からのお問い合わせの前に把握できるよう、各課との連携、建築パトロールや地域巡回を強化して、早期に把握するよう努めております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 今回この質問をいたしましたのは、太陽光パネルが設置されることに伴うやはり景観への影響、これを懸念する声が多からずあるからです。牛久沼周辺地区、さっきの御答弁では新地に1カ所ということでしたけれども、見て回るともっとたくさんあるのはもちろんおわかりになると思います。

この辺は景観重点地区ともなっておりますので、それでは景観まちづくり条例に基づいて、重点地区にこの太陽光発電設備を設置する場合の取り決めはあるのかどうか。

また、首都圏近郊緑地保全区域、これに指定されておりますが、これに指定された場合の取り決めはどう

なっているのかもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

重点地区の取り決めについて、まず御質問にお答えします。

現在、牛久市景観計画において、景観重点地区での届け出対象は建築基準法に基づく建築物・工作物の設置及び都市計画法に基づく開発行為となっております。したがって、国土交通省からの通知により、適用除外となっている太陽光発電施設につきましては、景観計画において届け出の義務はございません。

しかしながら、県のガイドラインでは、太陽光発電施設を設置するのに適当でないエリアを定め、その中で景観法に基づく市町村景観計画の景観形成重点地区を上げております。そこで、景観重点地区での計画について事前相談があった場合、県のガイドラインに基づきまして、計画の十分な検討や調整を指導してまいります。

続きまして、首都圏近郊緑地保全区域に指定されている場合の取り決めでございます。

首都圏近郊緑地保全区域に指定された牛久沼近郊緑地保全区域の行為の届け出に関しましては、建築物・工作物の設置、開発行為に加え、木や竹の伐採につきましても届け出の対象となっております。そこで、太陽光発電施設の設置に木や竹の伐採が含まれる場合は、牛久市を經由して県へ届け出が必要となります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 牛久沼の周辺地区はその自然と田園風景、また文化財としての東林寺の城郭なども残る地域です。もちろん土地の売買は当事者双方の同意に基づいてなされるものであり、行政として規制をすることができないのは当然であります。ただ、景観地区に良好な景観とは決してなじむとは思えない太陽光パネルの設置を、先ほど御答弁があった農地法、森林法、あと国土利用計画法ですか、それらの対象にならない土地については、届け出がなければ行政として把握ができないというのはいかがなものでしょうか。

これに関して調べましたところ、栃木県の日光市では、今年度4月に日光市太陽光発電設備設置事業と市域環境との調和に関する条例を施行しております。設置事業者に関して、必要な事項を定めることにより、安全な市民生活と自然を守ることを目的として制定されたもので、保全地区に指定された場所への設置には許可が必要となり、保全地区以外でも届け出が必要となります。

また、山梨県笛吹市では、太陽光発電施設設置行為に対する景観形成マニュアルを作成し、景観条例での工作物として太陽光パネルを位置づけて、景観という財産を守るためには、故郷の風景を阻害する要因として、太陽光パネルが軽視できないものと捉えています。こういった取り組みを見ますと、これら条例やマニュアルで規制はできなくとも、届け出や許可制にすることで一定の抑止力になることは明らかなです。

一方、ことし日本を襲った豪雨や地震、台風などで少なくとも全国で44カ所の太陽光発電所が被災し、50キロワット未満の太陽光についても推定で200件を超える被害が出たと言われております。土砂崩れでパネルが崩れたり、強風でパネルが飛ばされるという多くの被害があったことを受けて、国は10月には規制を強化する検討を始めたと報道がありました。このように、景観や環境のみならず、自然災害に弱い側面もある太陽光パネルを牛久市においては今後どう考えていくのかをお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 景観や環境のみならず、自然災害に弱い側面もある太陽光パネルを牛久市において今後どう考えていくのかという御質問にお答えいたします。

まず、山陽新幹線の事故の例がございましたが、傾斜地などの対策につきまして御説明いたします。土砂災害警戒区域は、県のガイドラインにおきましても、設置するのに適当でないエリアとされております。計画についての事前相談があった場合は、県のガイドラインに基づき、計画の十分な検討や調整を指導してまいります。自然災害の対策につきましては、県のガイドラインに基づく届け出においても、関係法令内容チェックリストによる関係機関との協議の中で法令遵守を指導しております。

県のガイドラインに基づいた指導を既に行っていることから、独自の条例や特別の規則等の制定は現在のところ考えておりませんが、将来必要性が生じた際には、エネルギー政策の観点、景観や開発の観点、個人の土地利用の観点などを十分考慮した上で慎重に判断してまいります。

牛久市としましては、県のガイドラインに基づき、関連する法令をきちんと確認すること、地域の方にきちんと説明し理解を得た上でトラブルなく実施することについて指導してまいります。

事前協議の中で、事業者に対して、設置に当たっての手续や施工に当たって配慮すべき事項を示し、施工段階、事業実施中、事業完了後についての法令を遵守し、地域と共生した事業となるよう自主的な取り組みを求めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは最後に、景観計画の市民や事業者への啓発と理解に向けて質問いたします。

市では、景観計画を平成19年策定するに当たり、広く市民にアンケートを実施したり、ワークショップを行い、景観まちづくりのためには多くの市民が互いに協力して取り組むことが大切であると確認されたと計画には書かれております。

また、牛久市景観まちづくり条例には、市の責務として、市は良好な景観の形成に対する市民及び事業者の理解を深めるよう、啓発及び知識の普及に努めなければならないともしています。誰もが住みよい美しい

景観を望むのは言うまでもありませんが、それを目指すための市民への啓発は積極的に市が行わなければ、具体的に市民レベルで何ができるかを探ることは困難であると思われます。

また、事業者に対しても、この計画に理解を示し、協力してもらうための働きかけを粘り強く行うことが必要となるでしょう。牛久市が景観行政団体として景観計画の趣旨を市民や事業者が理解するためできることをどのようにお考えになっていくのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） 牛久市景観計画では、景観区域内で一定規模の建築物の建築や工作物の建設等を行う場合、市への届け出が必要になり、事業者へは各地区の景観特性に配慮した取り組みをお願いしているところです。

平成22年度より、景観計画に基づく届け出が始まり、平成22年度から平成29年度までの8年間で233件、そのうち重点地区は120件もの届け出が提出されており、事業者に対しては一定の周知が図られているものと認識しております。

また、景観計画の策定をきっかけに設立された市民団体である景観まちづくりネットワークでは、市民みずからが良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及、ネットワーク化を目的として、歴史講座やホームページの運営、市内各所における歴史をたどる散策マップである牛久移動歴史民俗資料館の発行、そして牛久の歴史を案内するボランティアガイドの要請などを情報発信事業を通して、ふるさと牛久のよさを再認識するきっかけづくりを行っており、牛久市では当事業に対する支援を実施しているところです。

美しい景観は、市民のまちへの愛着を育み、また市民のまちへの愛着が美しい景観を育むものです。さらに、美しい景観は、人々を呼び集め、地域の活性化にもつながるものであり、牛久市の価値を高めるものと考えております。

今後多くの市民の皆さんに地域の身近な景観に関心を持っていただけるよう、景観に関する普及啓発活動を推進し、その個々の活動をつないでいくための仕組みづくりについて、他自治体の事例なども参考にしながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 先月、牛久シャトーで開催された特別展「郷土牛久の先人たち」、この展覧会に寄せた東京大学名誉教授宮地さんの文章には次のように書かれています。ここ牛久市は、地味で取り立てて記念すべき文化や芸術、そして歴史がないように見えるが、地域に根を据えるならば、この地域から歴史、文化、芸術が全国的に広がりを持って見えてくると私は思っている。一見すると何の変哲もない牛久の地だが、この地に根差し、腰を据え、この土地の世紀をおのがものとして牛久の地名を全国化してくれた人物が

いる。私もこの文章を読み、個人的に大変うれしく誇らしくなりました。

過去には、小川芋銭を初め、犬田 茂、住井すゑ、鈴木草牛、また現在も芸術家のアトリエがあり、牛久沼周辺地区は貴重な田園風景とともに文化、芸術の息吹を感じることができる地域であれば、そこで暮らしを営む住民の方々とも意識を共有し、守るべきもの、残すべきものは何かを、市民と行政が共有することに力を尽くしていただくよう希望しまして、次の質問に移ります。

2問目は、牛久市立図書館運営の3つの柱「施設・運営体制・サービス」について質問いたします。

今年度新しく策定された牛久市立図書館基本計画では、目指す図書館像を頼りになる図書館としています。市民の学びと暮らしに積極的にかかわり、図書館を利用することで豊かな生活を送れるよう、さまざまなサービスを提供していく姿勢がその言葉にあらわれていると感じます。私も今まで図書館を頼りに生活してきた市民の一人であると思っておりますが、さらに頼れる図書館となるための現状と課題について質問してまいります。

1つ目は、施設に関する基本目標「市民が利用しやすく、快適な環境を提供できる図書館」について伺います。

牛久には、図書館としての施設は中央図書館を拠点に、三日月橋と奥野生涯学習センター2カ所に図書室があり、エスカード出張所とひたち野リフレに図書カウンター、二小学区地区社協で社会実験として図書の受け取り・貸し出しをしていると理解しております。

課題としては、老朽化した施設の保全と居心地のよい図書館環境、そして分館等の整備となっています。このうち、老朽化による修繕や改修は利用者の安全のためには必要な施策であることは言うまでもありませんが、居心地のよい図書館環境としては、飲食提供施設の検討と閲覧席の増設の検討が上げられております。食事の提供と食事ができる場は、滞在型図書館となりつつある現状においては必須条件になるのではないのでしょうか。

また、基本的に図書館は一人で来て本を読み過ごす場所であれば、限られた空間の中で一人ゆったりと過ごせる閲覧席も快適な環境には大切な要素となります。先日、教育民生常任委員会で視察した神奈川県大和市の図書館でも、その用途によって閲覧席の椅子の座面の高さやかたさ、材質なども違い、居心地のよい図書館としての工夫が感じられました。

市では、具体的に飲食を提供施設と閲覧席の増設をどのように検討されていくのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

飲食提供施設につきましては、これまでカフェを運営する大手企業数社、あるいは市内の福祉団体と協議を行ってまいりましたが、大手企業におきましては、採算を得ることが難しいなどの理由で興味を示してい

ただける企業はございませんでした。しかしながら、市内の福祉団体に協議したところ、運営に参加したいとの強い関心を寄せていただき、今後検討を進める中で福祉団体へのアプローチも重要視してまいりたいと考えております。

閲覧席の増設につきましては、特に夏休み期間中の混雑時に座席が不足することがございましたが、昨年度において約50席を増設することでサービスの向上を図ったところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 市内の福祉団体が何か強い希望を出しているというお話だったんですが、具体的に検討して行って、いつごろから検討に入るというか、具体的には実現するのでしょうか。もしわかれば、教えていただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 現在のところ、まだ場所、どの辺というのも確定したところはまだ決まっていないというところで、また教育委員会のほうでも今後の計画の中でそれぞれ事業予算を、ある程度の予算も必要になるというところで、今後さまざまな事業の優先順位の中でその図書館の飲食の施設というのを検討していかなければいけないところでもありますけれども、まずは担当のほうでその請け負う事業が、お答えしたように運営する事業主があるかどうか、そういったものをまず検討したところでありまして、いつごろどのようにというのはまだ具体的に動いていくスケジュールは今のところ持っておりません。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） はい、わかりました。

施設についてで、もう一つの課題が分館の整備です。以前はエスカードに分館がありましたが、平成25年に廃止され、その後駅西地区には図書館がありませんし、ひたち野地区にもひたち野うしく小の学校図書館があるのみです。そのかわりとしてエスカードとリフレに図書カウンターがありますが、まずその2カ所の最近の利用状況、これはどのようになっているのでしょうか。それに対して三日月橋と奥野、こちらの図書室の利用状況、こちらもわかりましたらお示ください。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

エスカードやリフレ図書カウンター、あるいは三日月橋や奥野生涯学習センター図書室の平成29年度の利用状況につきましては、エスカードの貸出者数は4,972人、貸出冊数は1万35点でありまして、さらに今年度は1万4,000点へと増大をする見込みであります。リフレの貸出者数につきましては3,2

66人、貸出冊数は6,716点で、さらに今年度は1万点へと増大する見込みであります。三日月橋の貸出者数は542人、貸出冊数は1,229点で、今年度もほぼ同様の貸出冊数となる見込みであります。奥野生涯学習センターの貸出者数は241人、貸出冊数は872点で、さらに今年度は1,500点へと増大する見込みであります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 今回の数字を伺いますと、やはりリフレとエスカードは1桁違う数字の利用率というのがわかりました。リフレのカウンター、これは図書のためのカウンターではないため間口も狭く、この前ちょっと伺って見たんですが、本を置くとカウンターがもうそれだけでいっぱいという状況でした。貸出スペースの現状ではなくて、やはり分館で対応して、貸本屋ではない図書館としての本来の機能を希望するところではあります。エスカード、こちらは来年4月にイズミヤから牛久市が賃借している床を買い取ることになっていますが、図書館の分館の設置、これに関しての考えはあるのでしょうか。ひたち野地区においては、リフレの2階のフロア、また平成32年に開校するひたち野うしく中学校、こちらの図書室や地域活動室、こういうところを分館と言えるように整備ができるよう検討するお考えはあるのかをお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

平成28年8月に開催されました都市計画課主催の打ち合わせ会議におきまして、図書館機能の設置について、図書館としての意思を示したところでありまして、今後におきましても、図書館がエスカード活性化の中核施設として当該計画に反映されるよう、引き続き設置について意思表示をしてみたいと考えております。

また、現在、建設中のひたち野うしく中学校への図書館機能の設置につきましては、ひたち野うしく駅からやや遠方になることから、公共交通網の整備などを考慮しながら検討していく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、2つ目です。運営体制に関する基本目標「長期的な視野に立った図書館運営を行い、発展していく図書館」について伺います。

図書館の運営は、平成15年よりNPO法人リーブルの会との共同による運営を行っており、平成28年度から司書とリーブルの会の業務分担の見直しを行っていると伺っております。具体的に業務分担はどのよ



うになっているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

平成29年4月に行った司書とリーブルの会の業務分担の見直しにつきましては、司書を司書資格を生かした相談支援等の専門的な業務に専念させるとともに、リーブルの会を貸し出し・返却カウンター業務を主体となって担う体制へと改め、この見直しにより利用者サービスの大幅な向上が実現できたものと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 茨城の図書館という統計ですかね、これによりますと、県内の図書館で非常勤職員のうち全員が司書の資格を持っているのは3館だけでした。常陸太田市立図書館とつくばみらい市立図書館、そして牛久市立中央図書館、この3つだけでした。それだけ牛久市には優秀な人材がそろっている、それを十分に生かした運営であると理解いたしました。

次に、計画には開館時間の見直しという言葉もあります。そこで、まず、現在の開館時間、それからこれまでの開館時間の変遷をお聞かせください。その上で、現在閉館時間を午後9時までとした経緯について、また近隣の市立図書館の開館時間の状況を伺います。そして、昨年度の総開館時間数、県内の他の図書館の状況と比較して、牛久市はどのようでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

中央図書館の開館時間についてですが、平成5年の開館当時は午前9時から午後5時までの開館でしたが、平成12年度より土日を除き、開館時間を1時間拡大し午後6時までといたしました。さらに、リーブルの会と共同運営を開始した平成15年度より、開館時間を毎日午後9時までと大幅に拡大し、現在に至っております。閉館時刻の夜9時までの拡大は、通勤通学者の利便性の向上を図ることを目的に行ったものでありまして、帰宅時間が遅くなる牛久市民の利用に対応できるようにしたものであります。

近隣の公共図書館の開館時間につきましては、取手市立取手図書館が午前9時半から午後6時まで、守谷中央図書館が午前9時から午後7時まで、つくば市立中央図書館が午前9時半から午後7時まで、龍ヶ崎市立中央図書館が午前9時半から午後7時半まで、土浦市立図書館が午前10時から平日に限り午後8時までの開館となっております。

また、平成29年度の総開館時間数につきましては、牛久市立中央図書館は3,936時間で、県内で第1位となっております。第2位が守谷中央図書館で3,430時間、第3位が龍ヶ崎市立中央図書館で3,

308時間、第4位が潮来市立図書館で3,216時間、第5位が古河市三和図書館で3,198時間となっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 総開館時間ですね、今御答弁いただいたように牛久市が断トツの3,936時間、次いで3,430、3,308、3,216、こういう数字だったんですけども、2番目の守谷市とも500時間以上の開きがあります。私も調べましたところ、一番短い開館時間ですね、これは市立図書館だと2,144時間となっていました。この数字からも牛久市の開館時間の長さは飛び抜けていると感じました。

では、現状として、夕方から夜にかけての入館者の数はどのようでしょうか。学習室の利用と貸し出しコーナーの利用とのそれぞれの数をお示してください。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

夕方以降の入館者数につきましては、設置している計数機が時間帯ごとの数値を記録できないため不明ですが、午後5時以降の学習室の利用者につきましては、平成27年度が7,805人、平成28年度が6,627人、平成29年度が8,030人となっております。また、夕方5時以降の貸出者数と貸出冊数については、平成29年度では、貸出者数は3万160人で全体の20%、貸出冊数は11万8,378点で全体の21%となっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 済みません、今の人数7,800人とかいうのは多分年間の人数かなという気がするんですが、1日当たりの人数をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

夕方5時以降の1日当たりの学習室の利用者数については、平成27年度が24人、平成28年度が21人、平成29年度が24人となっております。また、平成29年度における夕方5時以降の1日当たりの貸出者数は92人で、貸出冊数は360点となっています。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 私も夕刻からの図書館に伺いましたが、2階の学習室や1階でもテーブルで学習している中学生、高校生が多くいる一方で、貸し出しなどは今御答弁いただいたような数字であるのかなと

感じました。図書館のこの資料を調べますと、1日の平均の利用人数は約1,000人、そのうちの約1割です。90人ということでしたので、約1割が夕刻からの4時間の利用であるという現状と認識しました。

それでは次に、夕方から夜の時間帯、こちらの市の職員と非常勤職員の司書、それからNPO法人リープルの会の通常業務での職員体制はどのようになっているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

夕方5時以降のスタッフの配置状況につきましては、司書が3名、リープルの会が5名で、合計8名の体制で運営しております。また、夜間は警備員1名を配置いたしまして、図書館内外の巡回警備を行うとともに、閉館後のスタッフの安全を確保するため、通勤用の自家用車をとめている中央生涯学習センター駐車場まで警備員が同行いたしまして、全スタッフの駐車場からの出庫を見届けるまでを警備業務としております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 今回の御答弁では、では職員の方はいらっしゃらないという理解でよろしいでしょうか。そうしますと、夜間は警備員を1名配置しているということでしたが、非常勤職員の司書、それからリープルの会の方たちで夜9時まで運営しているということですね。夜9時まで開館しているということ、そのための人件費、光熱費もさることながら、暗い中で帰宅する中学生、高校生たちの安全についても思うところですか。

今、働き方改革が取り上げられて、既にファミレスなどの深夜営業も見直されています。先ほども申し上げましたが、全員が司書資格を持った非常勤の方たち、その方たちがその能力をこれからも牛久市の図書館で生かしていただくために、働きやすい職場を考えることも行政の役割と言えましょう。基本目標の長期的な視野に立った図書館運営という場合、その長期的な中には、利用者だけでなく、そこで働く人たちの働き方にも思いをめぐらし、時間は長くなくとも質の高いサービスで対応できれば、それが発展していく図書館という発想の転換もあろうかと考えます。市民サービスとして開館時間を長くすることと、中央図書館に通えない市民のために分館を整備し、より多くの市民に文化的環境を整えるための市民サービスと、どちらがより平等な市民サービスになるのかという観点で改めて開館時間についてのお考えをお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

開館時間の長さや分館整備のどちらが効果的な市民サービスとなるのかについてでありますけれども、牛久市周辺やひたち野地域への分館等の設置については、多くの利用者から要望が寄せられております。図書

館といたしましては、利便性の向上を図るためにも両地域への図書館機能の整備を図ってまいりたいと考えておりますが、一方では、今後の市内全体の公共施設の整備に関する考え方や設置場所の確保、あるいは多額の整備費用の捻出など、克服すべき多くの課題があることも事実であります。

また、中央図書館の開館時間につきましても、利用者の意見や利用状況、あるいは費用対効果の観点からこれからの図書館のあり方についても検討していく必要があるものと認識をしております。

今後におきましても、さまざまな課題を考慮しながら、図書館機能の整備について検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） それでは、最後です。サービスに関する基本目標「読書活動や生涯学習を支援し、市民の多様なニーズに即したサービスを提供できる図書館」、この具体的な施策の中から、中高生への支援について伺います。

昨今、中学生、高校生の読書離れ、果ては大学生でも本を読まない学生がふえていると言われており、この中学生や高校生、いわゆるヤングアダルトと言われる世代に向けての読書活動の推進が重要となっています。

大阪府伊丹市では、市内の高校の生徒がヤングアダルトコーナーのスタッフとして、同世代の人たちにとっても魅力的な図書館を目指して活動しています。ヤングアダルトコーナーの本も高校生であるスタッフが選び、飾りつけなども行っているそうです。大分県佐伯市でも同じような取り組みを行っていて、ここは中学生から二十の人を対象とした図書部をつくって、部活のような形態で活動しています。牛久市も図書館の近くに中学校、高校があることを考えると、ヤングアダルトコーナーの運営を当事者に担ってもらう方法もあるのではないのでしょうか。最後に、このような若い世代への支援についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

中高生などのヤングアダルト世代は、読書離れが進み、2017年に文部科学省が行った子供の読書活動の推進等に関する調査研究によりますと、1カ月で読んだ本の冊数がゼロ冊と回答した生徒の割合である不読率は、中学生が1割から2割、高校生が3割から4割という調査結果が出ております。

このような中、牛久市においては、平成30年度から平成34年度の5カ年を計画期間とする第2次牛久市子ども読書活動推進計画を策定いたしまして、子供の読書離れを防止し、読書の重要性を伝えていく活動に関係機関と連携して取り組んでいくこととしております。

また、読書習慣を身につけるためには、幼いころから読み聞かせを行うなど、幼少期から読書習慣を身に

つけさせることがその後の読書活動に大きな影響を与えるものと考えております。このため、図書館では、赤ちゃんと保護者に絵本との出会いの場を提供するブックスタート事業や子育て広場などでの読み聞かせ事業、子供を対象とした各種おはなし会や「こどもとしょかんまつり」の開催など、子供の読書活動の推進に努めているところでございます。

山本議員より、大阪府伊丹市や大分県佐伯市における図書館と高校生の連携について御紹介がありましたけれども、牛久市におきましても、ことしの5月に開催した第17回こどもとしょかんまつりにおいては、前年までの内容を一新いたしまして、市内の高校生や専門学校生の協力を得ることで、来場者数も大幅に増加し、大盛況のイベントへと発展させることができたところであります。

今後におきましても、引き続き市内の各高校に対して協力を要請いたしまして、図書館の運営に高校生の考えや意見を積極的に取り入れることで、ヤングアダルト世代の読書離れの防止と読書活動の推進などに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 山本伸子君。

○13番（山本伸子君） 図書館は多くの人々が利用し、それも子供から高齢者までさまざまな世代の人が集まる場所です。そして、図書館にはまたさまざまな形がかかわっているボランティアグループがあり、住民の主体的な活動の場ともなっています。その中の図書修理の会、こちらは図書館や小中学校の学校図書館の本の修理を行っているボランティアグループですが、高齢者の方たち十数人で、子供たちがすり切れるまで読んだ本を丁寧に修理していらっしゃいます。こういった地道な市民の活動も図書館を支えていることを思うと、図書館はまさに地域と結びつき、人々を緩やかに結びつけている存在と言えましょう。頼りになる図書館として、より市民の役に立つことができる図書館になれるようこの先も期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で13番山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時ちょうどとします。

午後3時52分休憩

---

午後4時02分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 創政クラブの柳井哲也です。よろしくお願いします。

さっそく質問に入ります。1番目の牛久シャトーに対する支援について。

まず、1番、新聞報道後の当市との進捗状況についてお尋ねします。

10月30日に新聞報道がありました。その後、私、議員をやっている関係上、市民から臨時議会をやらないのかとか、もうさまざまなことを投げかけられました。恐らく執行部のほうにもさまざまな意見が寄せられたと思います。そのことについて、含めて進捗状況をお聞かせいただけたらと思います。お願いします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

今回の牛久シャトーからの飲食・物販事業の撤退につきましては、10月30日に牛久シャトーの親会社であるオエノンホールディングス株式会社の取締役会での決定事項であると発表されました。そして、11月1日には新聞各紙の報道により、市民の皆様の知るところになったものでございます。その後、オエノンホールディングスに対しまして、いろんな打ち合わせの打診をしております。現在、社内取締役、特に代表取締役と市長とのトップ会談に向けてさまざまな調整を行っているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。

2番目の質問であります。

オエノンホールディングスとしてはさまざまな対策をやってきて、いよいよもうこれはという、その後の取締役会の結論だったと思います。でありますので、牛久市としては本当に早急な対応が必要と思われるわけですが、そのことについてお答えください。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

オエノンホールディンググループは、これまで酒類関係会社を連結子会社化し、発酵技術を核として業績を伸ばしており、飲食業に関しては企業として核となる事業の位置づけではなく、今回の決定は取締役会で決せられたことから、企業的意思決定を軌道修正することは大変困難な道のりであると承知しています。

しかしながら、当市の観光の拠点であり、市の象徴的施設である牛久シャトーの飲食・物販事業の撤退は、本施設の事実上の機能停止となり、牛久市の商圈に与える影響も大きく、牛久市といたしましては、本施設が現在の状態で継続することが最善であると考えておりますので、多方面な働きかけを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 3番目の質問であります。

牛久市による積極的な支援が必要と思われれます。先ほど午前中の同僚議員の質問にも、とにかく積極的に対応していきたいと力強い答弁があったわけなんですけど、どのようなことを考えられているか。思い浮かぶものが、もしありましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今回の牛久シャトーの飲食・物販事業の撤退についてでございますけれども、柳井議員初め、多くの皆様から御意見をいただいております。また、私のところにも市長への手紙ということで毎日のようにございます。内容については、非常に厳しいものであったり、これからの要望、いろいろございます。また、本社にも多くの要望等が寄せられている話を聞いております。その多くがこの施設が現状のままに運営されることを強く求めるものになっており、今後オエノンホールディングとの話し合いの中で、それらの意見に沿うような決着に導けるように努力してまいりたいと思います。

しかしながら、先ほども申し上げたとおり、現在オエノンとの会談に向け調整を行っている最中であることから、まず、私ども牛久に対していただいている市民の皆さんの思いを相手に伝えること、支援策等の具体的な事項につきましては、今後協議してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 今、市長の言われたとおりだと思います。そのような姿勢でぜひ取り組んで解決に向けて頑張っていたきたいと思います。

私は、大雑把なあれでは、江戸時代の大岡越前守がよく語られますが、三方一両損というんですか、みんなが多少負担をして、何とかうまく運営できるように、牛久市の宝物としてなったらいいなと心から思っております。民間会社の建造物を国の重要文化財として指定することに牛久市が積極的にかかわってきた、そういう意味ではもうその時点で一部はもう共同経営、運営みたいなものも十分心の中に前提としてあったと思っております。そういうわけで、牛久市と牛久シャトーというんですか、シャトーは文化事業をいろいろと共同で進めてきたこともありました。

これから、さらに進めまして、4番目の質問に入りますけれども、ボランティアによるシルバーガイドの設置をしてみてもどうかという、これはもう提案でありますけれども、なぜこのような質問をするかと申しますと、市民の中にはこういうボランティアをもうしたくてしくてしょうがない人が実は結構いまして、恐らく広報うしくなどで全く無料のボランティアですよといっても、手を挙げる方は結構いると思います。ただ、しっかりした教育をしてほしいということは、恐らく言ってくると思いますけれども、そういうシルバーガイドの設置を検討してみてもどうかという質問であります。お答えいただければと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 牛久市観光協会では、現在、3名の観光ボランティアに市内のさまざまな施設のガイドをお願いし、御希望の団体へ派遣しております。また、このようなガイドは、観光部門だけではなく、市組織内外にもいらっしゃることは存じており、不定期に牛久駅東口で活動されていることなども把握してございます。

今後、こういった方々にも御協力いただく場面はあるかと思いますが、この牛久シャトーに関する対策につきましても、中長期的な視点に立ち、あらゆる可能性を模索し、市が積極的にかかわることができるように取り組むべきであると考えておりますが、現時点ではまず、オエノンホールディングスとの話し合いに傾注してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） とにかく、今一番大切な傾注すべき問題について、今部長から答弁がありました。私は12月いっぱいでもとにかく飲食部門、それから物販のほう、閉鎖ということになりますと、観光客、何も知らないで来た方々があそこに入ってきて、あれ、何だろうこれとは、知っている人はまだ何とも感じないと思うんですが、何かいいのかなという感じで入ってくるんじゃないかと思ひまして、こういう観光客に対する観光ガイドというのは早急にやるべきではないかということで質問したわけなんです。こういう40万人来ていた観光施設、解決が先だということで、先延ばしして、その間に交流人口がどんどん、どんどん減っていってしまう。その食いとめ策が必要かなと思うんですが、もう一度この件について答弁いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

確かに柳井議員おっしゃるとおり、そんな悠長なことを言っている場合ではないというのは我々もよくわかっているつもりではございます。ただ、今現在は、先ほど午前中でしたか、市長と社長のトップ会談をまず実現したほうがいいだろうというところを今我々担当のほうで、そのあたりを向こうにちょっと投げかけております。これをまず実現させたいなという思いはあります。当然のことながら、早く話し合い等を進めるべきところは進めたいと思っております。そこの思いは一緒でございます。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私もこれを知って記者会見を行いまして、そのときもちょっと私も強い言葉で記者の皆様にお話しして、そして後日にオエノンの関係者のほうから、そういうことを言われたら不愉快だというようなことで私のところにあつたことも事実でございます。ですから、今、私たちはどのような言葉を使



ってどのようなことをするかというのをもう一度再構築しながら、そしてそういう人とどういふふうに話すかということも大きなことでございます。

ただ、何点かはいろんな話をしている過程でございます。一つには、日本遺産はそのまま牛久市と行うということで同意いただいています。また、遺産はあるんですけども、まだ交渉中でございますので、そちらのほうはちょっとまだ交渉するということになりますと、またいろんな話が進みますので、そういうことをご了承くださいませ。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 非常に微妙な時期のときにこういう質問をして、本当に執行部としては困る質問であったと思います。いろいろと解決した上で、ゆったりと両者がこんなこともやりたいんだよねということと始める問題かなとは今思っただけ反省しているところであります。

そういう意味で、5番目の質問、ボランティアによるごみや庭園などの簡単な庭の管理なども支援してはどうかという質問も考えていたんですが、これも同じレベルというか内容ということで、後でこういう問題も少しずつ少しずつともに発展していくために考えていただけたらという要望として、申し上げたいと思います。

それでは、(6)番目、中長期計画を作成し、お土産屋さんとかカフェなどが集中する門前通り、商店街ですね、牛久駅からシャトー本館に向かってのこういう門前通りを段階的に整備していくような、こういう計画もやっぱりそのうちしっかりと立てて、本当に牛久市の宝物として育て、発展させていく計画が必要ではないかと思っております。この点について、市当局の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

オエノンホールディングスと牛久シャトーの今後について、話し合いを進めていく上で、現在と同様にぎわいを維持するにはどうしたらよいかという視点で挑んでいきたいと考えております。柳井議員の御提案のとおり、周辺の整備等につきましてはさまざまな手段があると思っております。今後のオエノンホールディングスとの話し合いの中で検討させていただきたいと存じます。

それから、先ほどちょっとお話しましたオエノンホールディングスとのトップ会談に向け調整を行っているところではございますが、当市としましても、牛久シャトーの継続的なぎわいを維持できるようオエノンホールディングスと協議を進めてまいりたいということで、あらゆる手段と手法を排除せずに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。

最後の牛久シャトーの質問です。

7番目、牛久シャトーは当初より株式会社神谷酒造の迎賓館的な機能あるいは宣伝機能を持たせたものがありますので、今後は牛久市と牛久市民が合同酒精さんとともにそういう精神を受け継いでともに発展していくような形をつくっていくべきであると思っております。

先ほどの午前中の質問では、牛久市はどれぐらい支援をしているのかということで金額も出されてありました。私はそれに対して、合同酒精さんは牛久市にどれぐらい支援してきたのか、本当はそれもお聞きしたいところなのですが、私はそのたびにシャトーさんから、共同で文化事業をやったりしますと、これは売上金ですと、牛久市にそのたびに持ってきたのをちゃんと見ていますし、いろいろと場所を長期にわたって貸してくれたり、シャトーはシャトーで牛久市にはかなりやっているんですよという気持ちを多分持っていると思います。これはお互いにあって、今まで二人三脚でやってきたことだと思っております。片方が一方的に支援していたというのではないと思っております。

したがって、今後、途中、数年前、芋銭研究センターの学芸員さんが急に退職して、計画していた芋銭展が一度できないということがありました。これはちょっとまずかったなと思ったんですが、そう思っているところに今回文化芸術課が本当に大きな特別展を、展示会をシャトーのオエノンミュージアムをお借りしてできたということで、本当に私は喝采、喜んでいました。ともにこうやって二人三脚で文化財の建物を発展させていこう、少しでも交流人口をふやしていこうというそういう姿勢で進もうとしているところが具体的にあらわれていまして、本当によかったと思っております。そういうふうに具体的に今後、牛久市の宝物なので、経営の一部を担っていく、そういう精神、経営を担うというのはやるかどうかは別として、そういう気持ちで取り組んでいただきたいと思います。この考え方についても一度市当局の考えをお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

御存じのとおり、牛久シャトーは、牛久の地に立って百有余年を経た重要文化財として国に指定されている建造物であり、市民の皆様にとっては単に観光施設やランドマークとしてではなく、憩いの場であり、ふるさと牛久の心よりどころであると理解をしてございます。

それゆえに、今回の飲食・物販事業の撤退が大きな反響を呼び、牛久市に対しましても多くの御意見、御要望が寄せられているものと考えており、そういった声を寄せていただいた皆様の期待に応えられるよう市民の思いをオエノンホールディングスに伝えてまいりたいと考えております。

既に、関係機関を通して、文化庁を初めとする国、県に対し、今後のさまざまな方策について御協力いた

だけるよう働きかけを行っているところでございます。今後、市が積極的にかかわることができるよう交渉していく、その上で、オエノンとのかかわりが必須となりますので、あらゆる可能性を模索するとともに、さまざまな方向性についてシミュレーションしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。そのほかには特に申し上げることはありません。オエノンさんとできるだけ早く市長がお会いしてお話する際にどんなささいなことでもきょうの質問等が力になれたらありがたいと、そういう思いで質問をさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、2番目のホワイトホース市との交流事業について質問いたします。

まず第1に、日本で違法な大麻がカナダでは解禁となっていました。ホワイトホース市と交流事業を行っている牛久市といたしまして、新聞発表から本日まで間に対策会議を持ったと思いますが、それらのことについてお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 大麻の使用については、たとえカナダでは合法であっても、日本人がカナダで使用した場合には、帰国後に日本の法令が適用され、厳しく処罰されることについて、姉妹都市である派遣側も受け入れ側も改めて正しく認識する必要があると考えております。

一方で、カナダにおける個人の嗜好品として大麻の販売や利用の合法化の目的は、未成年への販売などを法律で厳しく刑罰化し、犯罪組織の資金源を断つことであり、子供を薬物から守るための法律であるとも言えます。

今回のカナダにおける大麻合法化の報道を受け、来年度に予定しております青少年団の派遣研修においても、カナダにおける大麻の合法化の意図を十分に理解させるとともに、我が国での薬物に関する法令についても周知してまいります。

受け入れ側であるホワイトホース市に対しても、派遣青少年団員が意図せずに大麻などの薬物に接することのないように、ホストファミリー受け入れ態勢強化のための説明会を依頼してまいります。

両国が薬物に対しての正しい共通認識のもとに、派遣団員の安全な交流の確保を第一に考え、今後も双方の情報提供により、現状の把握や具体的な対策について十分な協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 2番目の質問です。

違法薬物に対する教育は行われているということで、そう思っておりますけれども、この機会にさらなる

徹底が必要ではないかと考えております。国会では、改正入管法が成立されたところであり、今後日本にやってくる外国人が急激に増加してくると思われまます。また、観光客としての外国人が急増している状況でもあります。このような環境の変化に子供たちがしっかりと対応できるよう、さらに教育をされ、子供たちを通じて大人にも教育の成果を広めていけたら理想的だと考えます。一般的な教育のほかにも、特別なカナダ対策教育が必要でないかと考えた次第です。

私が思うに、カナダでは大麻がアルコールとかたばこと同列に考えられている節があるんですね。未成年者は、大麻が解禁されても未成年者はだめということで、これはもう日本においてもアルコール、たばこ、未成年者はだめなんでね、大人ならいいということで。アメリカはどうなっているのか。アメリカも各州によって大丈夫なところとだめなところがあるということなんですが、オバマ前米国の大統領は、自叙伝で高校時代、大麻常習者であったと記しているんですね。日本人にはびっくりでありますけれども、大麻に対する国情の違いは本当に明白であります。さらに、中国では所持しているだけで極刑が言い渡される、そういうお国柄であります。大麻と覚せい剤などとの違いは外国において本当にもう明白のようで、このような勉強は、例えば国際交流協会にお願いして、当事国の方々をお呼びして、生の声を聞いてみるのも効果的ではないかなと考えます。国際交流協会を有効に活用することによって、国によって大麻や麻薬に対する考え方がいかに違うかを理解することができるのではないかな。市当局の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教育という面からお答えしたいと思います。

厚生労働省の統計では、日本での大麻事犯は増加傾向にあり、検挙者数の約半数が20歳代及び未成年の若者であります。また、茨城県警調べでは、違法薬物の使用中高生が逮捕されるという事案も起こっておりますので、議員の御指摘のとおり、違法薬物に関する教育は重要であると考えます。

具体的には、市内の全ての小中学校で警察職員や薬物乱用防止指導員などの専門家を外部講師として招き、薬物乱用防止教室として、危険性・有害性に対する正しい知識を身につけること、薬物乱用を拒否する規範意識の向上を目指しています。4つの学校では、保護者にもお知らせして、保護者も参加してもらっています。また、学んだ内容については、学年だよりや保健だより、学校のホームページなどで保護者や地域にお伝えしております。

また、時間割の中でも保健の時間に、喫煙の問題から薬物乱用防止について指導しております。小学校6年生では、喫煙が呼吸や心臓の働きへの負担になること、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことなど学ぶとともに、そうした喫煙は好奇心や周囲の誘いから始まってしまうことも学びます。

薬物乱用については、喫煙と同様、薬物の害と健康について学習し、大麻などの薬物の乱用は心身の健康に深刻な害を与えることや1回の乱用でも死に至ること、何回も繰り返して使いたくなる依存性についても

学習します。

中学校3年生では、社会生活を送ることが困難になることや薬物乱用による犯罪を学び、薬物乱用が家庭、学校、地域社会にも深刻な影響を及ぼすことなどをさらに深く学習します。

牛久三中や下根中では、薬物乱用の対処について、薬物を勧める立場、薬物を勧められたときに断る立場でのロールプレイ、役割演技を通して勧められたときにはっきりと断る意志と勇気を持つことの大切さも学んでいます。

今後も、違法薬物に対する学習を充実させていくとともに、保護者への啓発も通して、薬物乱用未然防止の推進を図っていききたいと思います。

さらに、今後は国際交流が一層盛んになり、児童生徒が海外の人々と接する機会がふえることが予想されますので、各国の薬物事情などの学習機会を設定することも検討してまいりたいと思います。また、議員がおっしゃいましたように、国際交流協会の有効活用等も考えていきたいと考えます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） ありがとうございます。

一部答弁と重なる部分があるかもしれませんが、3番目の質問です。

私、いろいろ読んでいましたら、大麻に関しては、何か大麻入りのチョコレートとかクッキーも海外ではスーパーなどで売られているということなんですね。これはもう家庭にあれば、子供でも間違えて食べてしまう可能性もあるということで、本当に環境は日本とは大分違うんだなという感じがします。たまたま今回私、大麻の質問、本当はね、こういうのは私は不得意なんですけど、牛久市がホワイトホース市と特に力を入れて交流をしているということなんで、これはもう普通の教育よりはしっかりと、こういう解禁されたときを、チャンスでありますので、海外へ行けばどこでもこういう誘惑というかそういうものがあるんですが、今回は教育のチャンスであるということで、ホワイトホース市に対し改めて協力を求める必要があると思われまして。これについて、もう一度答弁をお願いできたらと思います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 大麻などの薬物に関しては、国によって法律の規制も取り扱いも異なりますが、薬物が青少年に及ぼす影響については、どこの国においても共通して、健全な青少年の将来を奪うものであることに変わりありません。

ホワイトホース市側とは、青少年への薬物の排除について厳格に対応するべく、今後さらに連携を強化してまいります。具体的には、カナダ国内における大麻解禁後の事例などを提示していただき、情報の共有化に努めるとともに、さまざまな危険性について防止策を話し合いながら、姉妹都市交流事業を進めてまいり

ます。

一方、牛久市国際交流協会の都市交流部会では、他国の文化や習慣を学習し、多文化共生社会の醸成を図ることを目的として、国際理解教育講座を開催しております。今後は、そのカリキュラムの中で、カナダやウルグアイといった薬物合法化した国の現状について学んだり、参加者がお互いの国の薬物に対する捉え方の違いを話し合う内容なども検討してまいりたいと考えております。大麻やその他薬物の危険に巻き込まれることがないためにも、正しい認識を再確認する場を提供する一環と考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

牛久市の若い人たちが外国へ行ってその被害者にならないよう、よろしく御指導をお願いしたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で19番柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

御苦労さまでした。

午後4時56分延会